

京 佛

夏 季 号



京都府大山崎町 宝積寺 重文 三重塔

京 都 仏 教 会

美の京都遺産

日曜あさ
6:15~6:30



〃	監 事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	理 事	〃	常 務 理 事	理 事 長	
中 村 覚 祐	山 木 康 稔	佐 分 宗 順	澤 宗 泰	掃 部 光 昭	坂 口 博 翁	北 川 隆 法	北 園 文 英	佐 伯 快 勝	森 泰 長	安 井 攸 爾	大 西 真 興	荒 木 元 悦	宮 城 泰 年	有 馬 頼 底	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	評 議 員	
長 澤 香 静	谷 内 弘 照	砂 原 秀 輝	戸 田 妙 昭	田 中 恵 厚	小 出 量 堂	華 園 源 昭	田 邊 宗 一	町 田 泰 宣	吉 田 清 順	川 村 俊 弘	横 江 桃 国	岡 本 龍 雄	塩 見 明 徳	森 孝 忍	小 松 玄 澄
舞 鶴 東 仏 教 会 会 長	三 和 町 仏 教 会 会 長	京 丹 波 町 和 知 仏 教 会 会 長	大 江 町 仏 教 会 会 長	加 悦 谷 仏 教 会 会 長	綾 部 市 仏 教 会 会 長	福 知 山 市 仏 教 会 会 長	京 丹 波 町 丹 波 仏 教 会 会 長	園 部 町 仏 教 会 会 長							
柴 田 宗 典	尺 下 順 彦	高 柳 秀 文	梅 原 正 弘	宮 垣 光 真	梅 垣 周 徹	中 川 昭 徳	長 澤 智 雄	金 森 英 明							



不住青霄裡

せいしょうりにもじゅうせず

臨濟宗相国寺派管長
理事長 有馬 頼 底

理事長報告

祇園祭りも終わり、京都は本格的な夏を迎えます。

四十九年ぶりの後祭りの余韻も漂う今日、各ご寺院の皆様方にはご清栄のことと存じます。

さて当会は本年も、京都府内の歴史的建造物など数多くの貴重な文化財を地震・火災から守り、保存し、未来へ伝えていく為の「文化財を守り伝える京都府基金」への協力。音舞台シリーズ、施設での護摩木制作等の文化福祉活動。文化財用材確保の為の有識者会議への参加等を前年に引き続き推進して参ります。

また、平成二十五年度はお花まつり各行事、こども花まつり、春秋彼岸焼骨灰法要、お盆の採燈大護摩供、師走の

成道会等、例年の宗派を超えた仏教諸行事に加え、平成二十二年十月に発足させました

「明日の京都・文化遺産プラットフォーム」では世界遺産条約四十周年京都会議の中

で、第三回となる「世界遺産ネットワーク会議」や記念フォーラムの開催等本格的な活動を行い、本年はユネスコ世界遺産指定二十周年を迎え、今後も立命館大学を事務局に種々の事業を行い、文化財の保存と継承を行政と所有者のみならず大学や若者とともに地域連携をはかりながら、京都全体の文化的景観も考え取り組んで参ります。

さらに伝統産業に携わる職人の若手育成の為のシステムについては京都府と構築し、

神社庁とも協力しあい支援を行って参ります。オフシーズ

ン対策としては冬の「花灯路」、夏の「京の七夕」を本年度もオール京都で積極的行って参ります。

加えて、「宗教都市京都を考える」シンポジウムは「医療と仏教」をテーマに本年も開催し、医療従事者と学者、僧侶、病院が連携し、京都から何が発信できるかをより具体的に考えて参る中で、今年度は「患者」「医療従事者」「患者の家族」へのアンケート調査を実施し、結果をまとめ、宗教者への提言と致します。

一方で、宗教を取り巻く情勢も刻々と変化しつつあります。今回二回目となります「経済センサス活動調査」への対

応も京都府と連携し、国に対し宗教行為の存在を示しながら、府内全寺院に留意すべき点を示しました。「宗教と政治検討委員会」「国家と宗教研究会」も宗教法人の設立認証の現状について文化庁に対し抗議文を持参し釈明を求め

ました。全日本仏教会でもようやくこの問題について顧問弁護士会議に於いて論議されましたが、引き続き取り組んで参ります。また次世代の宗教者への提言として、本年より(仮)「古都税の証言」記録集に着手致します。

不住青霄裡

本年も信教の自由・政教分離の原則を重んじ、各宗教とも情報交換を行い、各識者の方々ともより積極的に交流を行って参ります。

不住青霄裡

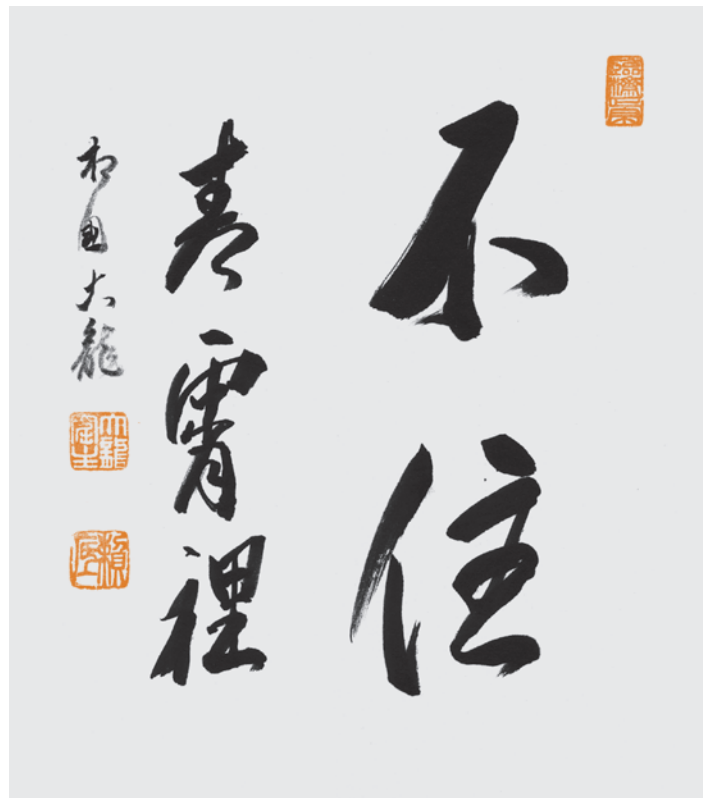
ことなく、それをさつと捨ててしまふということ。苦勞に苦勞を重ねてようやく頂上にたどりついた。しかしそこで、やれうれしやと、どかっとな腰をすえてしまつてはいけません。のです。

これは「直透万重関、不住青霄裡」と対句になつています。前句の「直透万重関」というのは、万重の関、すなわち幾重にもつづく非常に険しい、人跡未踏の山をかき分けかき分け、やつと頂上にたどりつけば、そこには実に素晴らしい景観(青霄)が広がっている。しかし「不住青霄裡」、つまりそうして得た、一点の曇りもない澄みきつた心境(悟りの境地)にも安住する

一つの境地を会得してもそれに固執するのではなく、また次へと向かう。会得しては捨て、捨ててはまた会得する。私はもうこれでいいんだというの、我執、我見です。さつとそこから離れ転じていく力を養わなければいけません。それが青霄裡にも住せず、ということでありませう。

まだまだ続く暑さでございますが、諸大徳の皆様のご健勝を心より祈念申し上げます。ご健勝を心より祈念申し上げます。

まだまだ続く暑さでございますが、諸大徳の皆様のご健勝を心より祈念申し上げます。ご健勝を心より祈念申し上げます。





「解釈課税」の違憲性

教授 研究所 経営 宗教 法
委員 会 政治 検 査 宗 教

櫻井 園 郎

一 「解釈課税」

近年、税務署・地方団体税務課など課税庁の「一方的な解釈」によって、長年「宗教活動」として行われてきたものが「宗教活動ではない」と断定されたうえ、「収益事業」とみなされて、法人税や固定資産税などが課税されるといふ事態が多発している（以下「解釈課税」という。）。

たとえば、「ペット供養」は、「人間の死体」を対象とするものではないという理由で「宗教ではない」とされ、「読経」は、施主の依頼によって行うのであるから「請負業である」とされ、「納骨」は、遺骨（焼骨）の寄託を受けることであるから「倉庫業である」とされるようにである。

しかし、その一方で、「人間の死体」ではない「針供養」

や「人形供養」の宗教性は認めるといふ矛盾を呈している。

「解釈課税」の最大の問題点は、それが、「宗教とは何か？」ということを真剣に探求し、法律の適正な執行を確保するために行われているのではなく、何とかこじつけをして、「非課税」とされている「宗教活動」に課税するということを目的に行われているとしか見えないことである。

おおよそ、法律の適正な適用のためには「法律の解釈」は不可欠である。東洋の法意識は、解釈を許さず、文字通りに適用する形式主義であるが、法律の目的を理解し、法律の本来求めていることに即して、実質的な正義を実現するには、適正な解釈が必要である。

通常、法律学の教科書には、

法律の目的に即した「目的的解釈」や、字義に応じた「文理解釈」、「類推解釈」、「反対解釈」、「拡大解釈」などが紹介されているが、何よりも、法律の目的に即して行う「目的的解釈」に徹しなければならぬ。

その点、課税目的に行われている「解釈課税」の解釈は、正当な法律解釈の域を逸脱した、許されない違法な解釈である。「解釈改憲」が憲法に反して許されないのと同様、「解釈課税」もまた憲法違反の行為である。

二 社会通念による宗教

「社会通念」とは、法律家の世界では、理屈に困ったときに持ち出す隠し技・最高の呪文・秘密兵器であり、「独断と偏見」と言われているが、本来、「平均的な一般社会人

の理解」「世間で通用している常識」という意味である。

その秘技を用いれば、おおよそ定義の不可能な「宗教」ですら、一言下に定義される。「何が宗教であるかは社会通念に従って判断される」と言い、続けて、「社会通念によれば、ペット供養は宗教ではない」とするといった具合である。

「社会通念」とは「平均的な一般社会人の理解」「世間の常識」という意味であるはずであるが、「ペット供養を宗教ではない」と考える日本人がいるとは思われない。むしろ、社会通念によれば「ペット供養は宗教である」と言うべきである。

「社会通念による」と言いながら、日本人の「社会通念に反している」ことは明らかである。偏見による不当な裁

判であると言わざるをえない。

三 憲法の理念

日本国憲法は、「法律に基づく納税の義務」（三十条）を定め、「法律に基づく課税の原則」（八十四条）を規定している。いわゆる「租税法主義」である。

民主主義国家における租税は、幕藩体制や帝国主義の租税とは異なり、主権者である国民の自己負担金・会費という性格を有するものである。それゆえ、税金は取り立てられるものではなく、国民の自主的な定め（＝法律）に基づく、国民の自主的な申告による納税（申告納税）が原則とされているのである。

したがって、「租税法主義」の「法律」とは、厳格に「国会で審議され、制定された法律」でなければならぬ

のである。

しばしば、日本の役所では、「法律」と言いながら、「法律」ではなく、「訓令」や「通達」を意味していることがあるが、ここで「法律」とは、内閣の定める「政令」や府省で定めた「府省令」などではなく、国会で定めた「法律」に限られる。

「法律による委任」により定められた政令や府省令の規定であっても、租税法主義における「法律」とは言えない。それが許されれば、「○税に関しては政令の定めるところによる」という一ヶ条で租税法主義が全うされることになってしまうことになる。

いわんや、通達で定めた基準に従って税法を適用し、課税庁担当者の解釈によって課税するというのは、憲法上許

されない「違法課税」「違憲課税」と考えるべきであろう。さらに重要なことは、憲法二十条で保障されている「宗教の自由」である。宗教の自由とは、何を宗教とするかを含めて、どのような宗教を信じるかを問われることなく、いつさいの信教が保障されるということである。

しかし、近年、課税庁は、「宗教」を一定の行為に限定し、それに該当しないものは「宗教ではない」とし、さらには「収益事業」であると言って課税対象とするようなことを重ねている。

たとえば、宗教活動を信者対象の行為に限定し、不特定多数に対するものは「宗教ではない」と言っている。しかし、宗教の本質とは、未信者に宗教の教義を伝えること（布教・伝道）にあり、「不特

定多数の者」を相手にするのが宗教の本来の姿である。某寺院の場合、地道な宗教本来の姿で宗教活動を重ねてきたが、「宗教ではない」として課税されたことから、それまでとは方針を大きく転換して、まさに「営業ペース」での活動に転じている。

四 宗教団体と宗教法人

多くの課税庁や裁判所、そして弁護士・司法書士・行政書士・税理士らにも、正しく理解されておらず、誤解されたまま、法律の適用や解釈が行われているものに「宗教法人制度」がある。

「学校法人」とは、私立学校の設置を目的とする法人であり（私立学校法三条）、「医療法人」とは、病院・診療所・介護老人保健施設の開設を目的とする法人であり（医療法

三十九条）、「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的とする法人である（社会福祉法二十二条）である。

それらとの類比によって、「宗教法人とは、宗教活動を行うことを目的とする法人である」と誤解されているのである。しかし、それは、まったくの誤りである。

宗教法人法は、「宗教団体」が財産を所有・維持運用すること等に資するため、宗教団体に法人格を付与することを目的としており（一条一項）、「宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成すること）」を目的とする団体が「宗教団体」であるのである（二条）。

「宗教団体」は法人となることができ、法人となった「宗教団体」が「宗教法人」であ

る（四条）。しかし、そのことによって、「宗教団体」が「宗教法人」に移行・収斂され、「宗教団体」が消滅して、「宗教法人」に生まれ変わるものではないのである。

つまり、従来「宗教団体」の目的であった「宗教活動」が「宗教法人」の目的に転換されるものではないのである。その点は、「宗教団体の財産管理など世俗の事務を処理する機関である」とする文化庁の通達や解説によっても明らかである。

また、「宗教法人」の代表者である「代表役員」や事務の決定機関である「責任役員」の権限が「宗教上の機能には及ばない」（二条六項）とされていることから、法律上、明らかである。

さらに、オウム真理教の宗教法人解散後に制定された

「世俗の事務」を行うことが宗教法人の仕事なのである。その点を誤解し、「宗教法人が宗教活動を行う」ものと考え、宗教活動が国家の管理下にあるかのような適用をし、宗教や宗教活動について、規制を行うことは、信教の自由および宗教法人法の趣旨に反し、違憲性・違法性を帯びる。

五 法律による裁判

裁判所法には、「裁判所は、法律上の争訟を裁判する」（二三条一項）と定められているが、裁判所は、独自の宗教観に基づいて、「あれは宗教である」「これは宗教ではない」という裁判を行っているかのように思われる。

俗に言われているように、「宗教」には、「百人の学者がいれば百の定義がある」。日

本では「宗教」の客観的定義は存しないし、憲法の理念に照らし、定義されるべきでもない。

結局のところ、「宗教である」というものを「宗教」とし、「宗教ではない」というものを「宗教ではない」とするほかない（主観的定義論）。実際に宗教法人となつてい

る宗教団体に限っても、その教義は千差万別であつて、一方で宗教の本質と考えるものが他方では宗教ではないとされ、自然科学的事実であつて社会通念上「宗教ではない」とされるものを宗教の本義とする団体も存する。ほとんどの課税処分事案において、本来「何が宗教か」を論じる必要があるものではなく、「これは宗教活動に該当するか」を吟味しなければならぬものもない。ことさら

に、「宗教」や「宗教活動」の定義論を持ち出し、事案を複雑にしているだけのように思われる。

六 宗教者の責任

一の宗教団体において「宗教課税」の問題が発生した場合に、他の宗教団体や宗教者は「何をしているのか」が問題ではないかと、筆者は考える。

残念ながら、単に傍観しているだけか、「いい気味だ」的な反応がされているのではなからうか。それは、真理を追究し、真理を説くべき宗教者としては、あまりにも情けない事実である。

一の宗教団体が異議申立てをし、訴訟を提起したならば、それが「宗教」に関する事案である限り、他の宗教団体としても、傍観していることは

「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」によって、オウム真理教（アレフ、ひかりの輪）が調査対象とされているのも、この故である。「宗教団体」が「宗教法人」に収斂されているとするなら、既に解散して存在しないオウム真理教の調査は違法となる。「宗教法人」の設立後も「宗教団体」が消滅しないことの好例である。したがって、「宗教法人」の目的・事業とは、①宗教団体の宗教活動に資する財産管理等の「世俗の事務」と、②「公益事業」と、③「収益事業」（公益事業以外の事業）の三点にあるのである（一条・六条）。

つまり、「宗教法人が宗教活動を行う」のではなく、ひたすら「宗教団体の宗教活動」に資するための財産管理等の

許されない。それに対して、自己の対応・態度を明らかにし、賛否の判断をしなければならぬ。

そして、「賛成」ならば、支援の体制をとり、「反対」ならば、その趣旨を論じて、異議申立てや訴えの取下げを勧告すべきであろう。一の宗教団体の事件に関する判決は、「宗教団体全体」に対する判決として、事実上、効果を発することになるからである。

特に、課税事件に関しては、一宗教法人対国家の争訟であり、しかも、国家の行政機関や裁判所が判断するのであるから、圧倒的に宗教法人の方に分がない。

是にせよ非にせよ、全国的規模で、全宗教団体・全宗教法人・全宗教者が、関与することが必要である。



日本基督教団
八幡ぶどうの木教会牧師

千 葉 宣 義

認証制度を逸脱する文化庁「通達」が強要される中で ～宗教法人取得に費やした3年余、その報告～

はじめに

違法な「審査基準」のもとで

日本基督教団八幡ぶどうの木教会（以下「当教会」）が、宗教法人の設立を求めて京都府の文化環境部文教課を訪ねたのは2010年3月19日であった。それ以来ほぼ3年9ヶ月、2013年12月16日に京都府知事による「認定証」を受け取った。宗教法人法の第2章「設立」の第14条4項は所轄庁が「三月以内」に認証に関する決定を義務づけているにもかかわらず、現在、全国の都道府県で3年ルールが恒常化している。それは本誌（「京佛」）でも論じられている「宗教法人の規則等の認証に関する審査基準（留意事項）」（以下「審査基準」、1997年2月5日）なる文化庁「通達」に各地の所轄庁が追従し、県によっては、この「審査基準」を更に拡大し、

認証申請の団体に過大な手続き作業と長い日数を不当に強要しているのが実情である。

この「審査基準」の問題点については、「京佛」2013年「夏季号（第94号）」の平野武論文「宗教法人の認証の『厳格化』について」、また同誌2014年「新年号（第95号）」の桐ヶ谷章論文「宗教法人の規則等の認証に関する審査基準（留意事項）」の問題点ではつきりと反対の立場から、その問題点が批判的に論じられているし、また、京都仏教会がこの問題に関して、文化庁長官 近藤誠一宛に発した「求釈明及び抗議書」（2012年11月19日付）でもその違法性を明確に指摘している。ここでは、実際に京都文教課で、明らかに違法であるこの「審査基準」が申請者（宗教団体）に、どのように強要されているか憤りをもって報告しておきたい。

1. 八幡ぶどうの木教会の法人取得に至る経緯

「当教会」は、1955年八幡伝道所として出発、包括法人である日本基督教団が認定し、日本基督教団（以下「教団」）の教会として京都教区に所属し、毎年の活動報告、会計報告など提出してきた。当初は、地域公民館、民家などを借りて宗教活動を行ってきた。1975年、八幡市男山美桜にキリスト教保育を目ざして「ぶどうの木保育園」が新設された。その保育園の責任者が八幡伝道所の牧師を兼任していた関係で、保育園ホールを毎日借りて礼拝、その他の教会活動を行ってきた。その後、会員も増え、「教団」の規則によって伝道所から第2種教会へと格上げとなり（1980年）、八幡ぶどうの木教会と名称を変更している。

「当教会」では毎年の教勢

報告、会計報告など「年度報告」を「教団」に提出し、教区総会、教団総会に議員を送り、負担金（教会の規模に対して算出方法によって決まる）を5年以上にわたって納入してきた。「教団年間」には毎年度、教会名、主任牧師名、役員名、前年度の礼拝平均出席者数、会計報告などが記載されてきた。つまり、約50年にわたって「審査基準」が求める「宗教活動の実績」が「教団」の公的記録でも充分確認できるということである。もちろん、毎年度の教会総会記録、活動、会計等の報告書は当然揃っている。

2. 日本基督教団の追従

2010年3月19日、京都府文教課を訪ねる前に、「教団」の宗教法人係とまず相談し、「法律では3ヶ月とあるが」と問うと、「教団」の法人係は「3年かかります」といとも簡単に応えていた。「教団」は『宗教法人の諸手続』（改訂VII 2009年1月）を発行しているが、それによると「法人設立認証申請書」に添付すべき書類は20項目にも及ぶ。実務を担当する「法人係」は、異議がある場合は、「教団」総幹事に直接申し立てて欲しいと言う。担当者はこの数年、法人取得を希望する教会が、各都道府県の所轄庁でも3年ルールを前提にこの20項目以上の要求があることから、申

請希望教会にその書類の添付も伝え、なるべくトラブルなしに認証が受けられるように親切に助言している。「教団」が、文化庁の「審査基準」及び、それを口実に各所轄庁がさらに拡大して要求する関係書類に対して、なんの異議を申し立てるところか、積極的に追従している限り、窓口の法人係は、所轄庁の要求を申請者に紹介せざるを得ないということである。

京都府文教課にこの間、足を運んだ回数、記録しているだけでも30数回に及ぶ。それ以外に電話連絡も10数回。「宗教法人法」に則して毅然たる態度で必要添付書類だけで認証書を得たいと考えて出発したが、書類を「受理」しないという形で、窓口の言いなりにことを運ばざるを得なかった。

「法人法」第13条は認証申請書及び宗教法人法上の「教会規則」2通、及び添付書類

として①当該団体が宗教団体であることを証する書類、②法人設立を公告したことを証する書類、③申請人が当該団体を代表する権限を有することを証する書類、④代表役員及び定数の過半数に当る責任役員に就任を予定されている者の受諾書、以上4点を挙げている。「審査基準」は、この①「宗教団体であることを証する書類」の項を拡大し、過去3年間程度の実績、その証明写真、信者及び教師の存否、信者の数、事務運営、経理・財産の状況、宗教団体としての規約、収支予算・決算、財産目録等を添付書類として求めている。さらに現地（当該宗教団体の）での宗教活動の施設（境内地、礼拝堂等）の確認を求め、所轄庁による視察が行われている。京都府文教課作成の認証申請の書類一覧は、25項目添付書類及び参考資料8項目計33項目に及ぶ書類の提出を求めている。

これらの中には、たとえば「信者名簿（職業、氏名、性別、住所記載）」、「代表役員履歴書」、「申請代表者の印鑑証明」、「代表役員、責任役員」の就任受諾書はもちろんだが、加えて両者の「欠格条項に該当しないことを証する書類」（法務省発行）及び「身分証明書」（住所の市区町村発行）「登記されていないこととの証明書」「誓約書」（「禁以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者」に該当しないこととの誓約書）など。また、土地・建物（個人所有を法人取得後ただちに寄附することを証明した書類の提出はいいとして）の配置図・平面図、登記事項証明書、境内地図図面、土地登記事項証明書、公図などが求められている。

3. 所轄庁との折衝の中で

「当教会」では、以下の点

いた。この文書で「規則に沿って」この間の手続きが進められていることが確認できない限り申請書は「受理できません」とまで述べている。

(7) 教区・「教団」は、自ら承認した書類が返送され、その受理が拒否されても、それは当該教会が所轄庁の要求に対して「不備」な書類提出だったから、当該教会の責任だと考えて、なんの異議申し立てもしようとさえしない。

(8) 「当教会」としても役員等で話し合い、しばらく法人取得の作業を休止し、今後について協議した。しかし、半年後の2013年5月14日、あらためて文教課と話し合いを開始し、前述のように2013年12月16日付で認証書を受理するに至った。小宗教団体にとって法人取得は急務であったが、所轄庁は「審査基準」を口

を2年近い折衝の中で強調してきた。

(1) 「審査基準」は、宗教法人法に違反している。同法に則した関係書類で認証すべきであること（2010年3月の最初の文教課訪問で、その法の主旨に沿って認証してほしい旨を伝えたところ、例の「審査基準」をコピーし、3年ルールを説明した）。

(2) 「審査基準」に府が固執する中で、仮に譲って書類を準備するとしても、「3年間程度の実績」は、すぐにも提出可能（申請までの3年間でも、それ以上でもある。実際、2008年度〜2010年度の教会総会資料を提出したが、京都府は、文教課訪問（2010年3月）以降の3年間と考えているのではないか。「過去3年間程度の実績」を「これからの3年」と引き延ばすやり方に抗議した）。

実に、さらに「基準」を拡大し、今や「認可条件」化していないだろうか。この「基準」に追従してきた宗教団体として、自らの歩みも残念に思っている。

おわりに

(1) こうした「審査基準」は「行政手続法五条に基づく」と、桐ヶ谷章さんは前述の「京佛」（95号）で述べた上で、「信教の自由、政教分離」原則から批判的に論じておられる。しかし『別冊ジュリスト』には1966年3月31日最高裁第1法廷の判決「規則認証に必要な審査の程度」なる判決の報告もあり、「審査基準」の違法性をどこまで裁判で争い得るか、一つの小宗教団体では裁判体制を準備できるだろうかということも考えた

ことにした。結局、所轄庁

(3) 特に当局と対立したのは、「宗教法人法」上の認証を受けるべき新「規則」にそ

つて一年間の宗教活動の実績を求められたことである。例えば、財産目録の提出を執拗に求めていたが、これまでの「当教会」の運営、総会及び会計等の規定は包括法人である「教団」が承認した「教会規則」に基づいており、その規則には「幹事選出」「財産目録」の作成など謳われていない。

(4) 通い始めて約2年近くなつて、上記(3)の件を承服できず、申請書及び関係書類を揃え、教団法人係とも相談し、京都教区の了承も得て、郵送による申請書提出を決定し、全提出書類について教区議長、教団議長の承認印を得て、郵送による提出に踏み切った（2012年10月4日付、書留速達にて）。

の指示に追従することになった。この現実、これから法人取得を志向する宗教団体のためになんらの道筋を提示することもできず、その責任を痛感している。実際、現在同じ京都教区のA教会は法人取得を志し、「当教会」よりも早く作業に入った。その教会とも何度か話し合い、経験的な助言もしてきたが、現在まだ認証に至っていない（2014・7現在）。

(2) この3年余の間、「当教会」も筆者自身も京都仏教会のさまざまな活動に励みながら、助言などもいただき心から感謝している。特に、京都仏教会の「国家と宗教研究会」（第12回2013・7・20、第13回2013・12・11）への参加を許され、「審査基準」についての批判的

発題が聞けたこと、また、駒沢大学名誉教授の洗建さんには手紙による直接の助

(5) 法人設立総会の開催については、各「所轄庁」の必要事項でも、また「教団」の「手引き」でも開催すべきものとされているが、もちろん各宗教団体が、それまでの「規則」に沿ってなんらかの集団の総意を議決する必要はあるが、「法人法」に、その規定はない。

(6) 京都府文教課は郵送書類に對して、2012年11月6日、電話で「新規則」に基づいた会計報告、規則条文の訂正箇所等について連絡してきたので、文書による連絡を要求し、2012年11月12日付で「規則の確認及び書類の返送について」という表題の文書とともに郵送した申請書と関係書類すべてを返送してきた。その文書の最後に「再度、総会で規則を決議し、公告を行い新たに包括団体の承認を得る必要があります」とアンダーラインで強調して

言をいただいたこと、さらに先述した京都仏教会の「求釈明及び抗議書」など、この「3年ルール」への京都仏教会の批判的取り組みは今の逸脱した「審査基準」に悩む宗教集団への力強い支援となった。ここで心からお礼を申し上げたい。もう一つは、『中外日報』が「公論定言」で、また「時流ワイド」（特集担当、津村恵史）などでもこの問題を宗教界に広く報道し、この誌面を紹介することで、問題の所在を「教団」内の諸教会に伝える資料としても活用できたことなど感謝をもって報告しておきたい。こうした違法な「通達」に対して宗教集団の自立した抵抗の歩みが広がるよう、出来る努力を今後も続けていきたい。



NPO法人京都観光文化を考える会・都草理事長

坂 本 孝 志

『京都の歴史遺産にふれる中で』

上京区の千本丸太町交差点付近で発掘調査が行われていた。小雨の中を一人で見物している、現場の方が気を使つて「どうぞご覧下さい」と出土した瓦のかけらを見せてくださった。瓦には僅かながら緑釉の色が残っていた。あとで調べると、そこは平安宮の朝堂十二堂のひとつ昌福堂の跡で、太政大臣・左大臣・右大臣の座とされる場所であった(京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告)。位置からすると、すぐ北側には蒼龍楼が迫り、やや北西奥には大極殿が聳えるように建っていたはずだ。その瓦のかけらは正に、平安貴族たちが毎日眺めていたであろう朝堂院の残影であった。

私が京都に漠然とした「あ

こがれ」を抱き始めたのはいつの頃であったろうか。「都のうちを夢や行くらん」(連歌 文和千句第一百韻大江成種)といった思いに駆られて、鞆ひとつで東京から京都へ来たのは29歳の時、今から40年前になる。京都の勤務先を定年退職して、平成19年にNPO法人京都観光文化を考える会・都草を仲間と立ち上げた。現在は360名の会員が集まり、京都に関わる学習や、様々なボランティア活動を行っている。はじめに実施したのは歴史遺産などを歩いて回る「歴史探訪会」と、寺院・神社などの草取りや清掃を行う「美化活動」であった。これはおよそ7年間、今でも続いている。

また、1864(元治元)

年の「禁門の変」で焼失した祇園祭大船鉾の「居祭り」を、これまでも支援してきたが、今年の150年ぶりの鉾巡行にあたっては、市内の大学にも呼びかけ、多数のボランティアを出すことになった。これらはいずれも学問的知識だけではなく、より直接的に京都に関わりたいという会員の思いによって始まった。平安京建都の794(延暦13)年から1200年経った1994(平成6)年に、「古都京都の文化財」が世界遺産に登録された。日本の世界文化遺産としては、法隆寺地域の仏教建造物・姫路城に次いで三番めである。17社寺城のうち、平等院と宇治上神社は宇治市、延暦寺は滋賀県大津市、京都市は城

(二条城)が一つ、神社が二つ、寺院が十一である。

神社は賀茂別雷神社(上賀茂神社)と賀茂御祖神社(下鴨神社)、寺院が教王護国寺(東寺)・清水寺・醍醐寺・仁和寺・高山寺・西芳寺(苔寺)・天龍寺・鹿苑寺(金閣寺)・慈照寺(銀閣寺)・龍安寺・本願寺(西本願寺)と最も多い。

国宝や重要文化財、特別名勝庭園などの優れた技巧や美を見ることができ、これらの文化遺産は、平安時代から江戸時代までたびたび歴史の舞台となったところである。それらを訪れると様々な歴史上の出来事が想起され、また、最澄・空海・明恵上人・夢窓疎石・親鸞・足利将軍といった、優れた先人たちの息吹を感じることができ。

しかし世界遺産は全体のご

く一部に過ぎず、京都の歴史遺産はさらに多様で奥深い。ときには人間のエゴイズムや残虐性から生まれた「負の歴史遺産」にふれることもある。こういった京都の歴史遺産を巡ることは、日本の歴史を知るだけではなく、自分自身もまた、歴史の中を流れていることに気づかされる。

深い精神性を湛えている仏像に出会うと思わず掌を合わせる。中には古くて痛ましいものも有るが、その像を造つた人の願いと、その像を拝んだであろう無数の人たちのことを想えば、鈍感な私でも心が動く。

これらの文化財や建物を火災などから守るために、市内の社寺等230箇所以上が、地域住民の方々と京都市消防局とで相互協力をし、「文化

財市民レスキュー体制」を構築されている。ところがある時、近接する民家から黒煙が上がっているのをお寺の方が発見し、寺院に設置してあった消火器で消し止めたという話を聞いた。このように地域住民と寺院は極めて双方向的な関係にあり、協力しあつて「地域全体の歴史遺産」を守ってきたのだと思う。

都草は毎週日曜日に、「京都御苑歴史散策ツアー」をボランティアで行っている。

今年の5月11日、深山幽谷にしか現れないという(ブッポウソウ)が京都御苑に忽然と姿を見せた。撮影していた野鳥の会や、京都御苑管理事務所の方にお聞きしたところ、おそらく初めてのことで

はないかとのことだった。ブッポウソウは初夏の渡り鳥で、カラスよりは一回り小さい。昔は比叡山や松尾でも見られたそう。首と胸が美しい瑠璃色で、黒い翼には白い模様がある。鳴き声が仏教の三宝(仏法僧)につながる。ただ実際にブッポウソウと鳴くのはフクロウ科のコノハズクであつて、コノハズクが「声のブッポウソウ」と呼ばれるのに対して、御苑に飛来した鳥は「姿のブッポウソウ」と呼ばれるのだそう。爾来私の脳裏には、朝堂院の屋根に燦然と輝く緑釉瓦、ブッポウソウの瑠璃色、そして京都の歴史遺産の光と影が、少年の頃に見た万華鏡のように浮かんでいる。



知床の毘沙門堂参拝

京都仏教会 理事
真言宗大覚寺派 覚勝院住職

坂口博翁

知床の紺碧の空の下、宗次郎氏のオカリナの澄んだ音色が流れる。故立松和平氏の鎮魂、そして毘沙門堂、太子堂、観音堂の荘厳を讃える。

知床知布泊村の開村35周年記念、そして知床毘沙門堂開堂20周年の法要である。私は京都仏教会の一員として参拝させていただいた。

この知床毘沙門堂の沿革は、今から20年前に地元の七條史雄さん、佐野博さんが知布泊村に山荘を営んでいた立松和平さんに相談した事から始まる。

「この場所は昔小学校があったところで、小さいながら集落をなし、神社もあったんだ。小学校がなくなるのは仕方ないが、神社までなくなってしまう。心の拠りどころとなるものが欲しくなったんだ。」と言う。

そこで立松和平さんは友人の福島泰樹師に相談した。福島師は法華宗・日照山法昌寺・東京下谷七福神の毘沙門天を

祀る寺の住職である。「どうせつくるなら、神社じゃなくて寺にしろ。うちの毘沙門天を分神したらいい」との答え。

「毘沙門天は北方の守護神で、寺の本堂の須弥壇（しゅみだん）では鬼門である丑寅（北東）の位置に祀られている。日本国土の丑寅の位置とは、知床半島ではないか。」との教示であった。

毘沙門天は、斜里川の浚渫工事中に見つかった沈木、春楡（はるにれ）に法昌寺にご縁のある仏師、金城春子氏が彫刻、福島泰樹師が魂を入れたものである。お堂はみんな板を切り、丸太を運んだ手作りだそう。鳥居は佐野博氏の父上、幾之介さんが寄進された。

平成七年（1995）7月3日毘沙門堂・通称知床毘沙門堂のお堂開きの法要が厳修された。法隆寺の時の管長・高田良信猥下もご臨席になり、その後平成九年（1997）に知床聖徳太子殿が、そ

して知床観音堂と知床三堂が落慶した。

6月28日（土）私達は空路、伊丹から羽田経由で女満別に入った。女満別からはレンタカーのワゴン3台に分乗、一路斜里へ向かった。

前夜祭は斜里の会館「ガーデンハウス藤苑」で開催された。知床三堂の関係者400人ほどが参集した。メインの催事は、福島泰樹師のもう一つの顔「短歌絶叫コンサート」であった。ピアノとドラムの伴奏で中原中也、立松和平、宮沢賢治の詩を朗読する。いや絶叫するのである。ご自分の作品も披露する。印象に残るパフォーマンスであった。若くして逝った立松和平氏への追慕の念がにじみ出ていた。

翌朝6月29日（日）は8時にホテルを出発、会場の日の出知布泊村、三堂の境内に向かう。素晴らしい天気、20周年の記念法要に賛辞を投げかけている。10時開式。先ず毘沙門堂で福島泰樹師の導師の

もと、毘沙門天を讃える法要を厳修、次いで聖徳太子殿で大野玄妙法隆寺管長が導師で聖徳太子を讃える法要を厳修、そして最後に観音堂で観音様を讃える法要を厳修した。

今回の法要には、法隆寺管長・大野玄妙猥下、東大寺管長・北河原公敬猥下、相国寺管長・有馬頼底猥下、聖護院門主・宮城泰年猥下、中宮寺門跡・日野西光尊猥下と各宗派、各山のご重役の臨席があった。

法要が終了して、境内前の広場、元小学校の運動場ではないか。ここにお料理の屋台が展開する。参会者の懇親の場。さすが知床の味、串焼き、網焼き、バター焼き各種、アスパラ、帆立、白貝、知床産北海道エビ等々素晴らしい北海道の美味を満喫させてもらった。音楽は伊藤多喜雄氏の率いるタキオバンドが演奏、雰囲気盛り上げる。津軽三味線、尺八、バイオリン、ピアノ、と多彩な演奏者達、昨夜の前

夜祭に続いての演奏であった。

やたらとご馳走が頂戴出来る例祭である。夜は宿である「知床グランドホテル北こぶし」にて宴会が開かれた。温泉の完備した良いホテルである。40年ほど前に訪問した「ウトロ」は寂れた港町だった気がする。早朝より漁を終えた漁船が沢山の漁獲を水揚げしている。活気に満ちている。

30日（月）朝、漁船に乗って知床半島の番屋に向かう。半島の沿岸に沿って北上すること40分、番屋に到着。番屋にも毘沙門天が祀られている。大漁祈願、海上安全を願って勤行を奉じた。礼拝の後、おばさん達の心こもった新鮮な海の幸の朝食を頂戴した。これがびつくりするほど美味である。

番屋の付近には北海道の熊・ヒグマが生息している。今日も子供を連れ親子熊が食事を楽しんでた。車に分乗して、その生態を観察に向いた。子連れ熊は気が立

っているので危険だと警告された。でも野生の熊など滅多に見られない、近くで見たい気持ちを抑えられず自動車から降りたくなる。その欲求を抑えて、車から出ないで熊の親子の甲斐甲斐しい姿をじっくり観察することが出来た。

知床は世界自然遺産に登録されている。海、山が同居する自然の宝庫である。人の手によって壊されないようにして欲しいという願いがこの三堂の例祭には込められている。有馬頼底京都仏教会理事長は平成12年（2000）より

知床三堂の例祭に参加され、以来15年間一度も休まず臨席されている。何が猥下を知床に引きつけるのだろうか。師の法話にそのヒントを見つけ

た。観音堂の法要の後、有馬頼下からご法話があった。その中に「人間は本来無一物である」と論された。「本来無一物」は唐の禅宗六祖・慧能（えのう638〜7

13）のことばである。「菩提元樹無し、明鏡亦台に非ず、本来無一物、いづれの所にか塵埃を惹かん」「煩惱は縁によつて生じる。生命の根源には自我や煩惱は本来無一物なのである。」と言われている。そして「人は水の固まりである」とも言われた。この「本来無一物」「人間が水である」は同時存在していると感じた。強欲から解き放たれた本来の人間の姿が、その感性の原点が知床にあるのではない

か。有馬頼底猥下は、人間を本来の姿にしてくれる貴重な自然遺産・知床、その存在を末永く次世代に繋ぐ為、率先して身を北の大地にお運びになつていのではないか。各山のご重役もしかり。

地元の人たちもこの意気込みを感じてこの例祭の開催に全力投球で準備進行に協力している。えも言われない充実感を噛みしめて女満別を飛び立った。

事業・活動報告

平成二十六年一月一日〜平成二十六年六月三十日

平成二十六年度

一月一日	青蓮院名譽門主東伏見慈治院下遷化	於	青蓮院門跡
一月六日	東伏見慈治院下遷葬列席		
一月六日	西陣織工業組合新年総会出席		
一月十六日	Interfaith日本実行委員会出席	於	西陣織会館
一月十六日	医療と宗教アンケート実施病院担当者説明会出席	於	長谷川事務所
一月二十日	京都中央葬祭業協同組合新年会出席	於	木乃婦
一月二十一日	京の美食委員会有馬頼底理事長出席	於	リストランテストラータ
一月二十二日	同志社国際主義教育講演会・有馬頼底理事長講演	於	同志社礼拝堂
一月二十八日	大阪仏教同友会新年総会出席	於	大阪リ・ガロイヤルホテル
一月二十八日	全日本仏教会理事會出席	於	東京・明照会館
一月三十日	『京佛』新年号会報発送		
一月三十日	京都府宗教連盟常任委員会出席	於	立正佼成会京都普通門館
二月四日	全国巡回大墨蹟展福岡オープニング出席	於	福岡・岩田屋三越
二月四日	全日本仏教会加盟団体顧問弁護士連絡会出席	於	真言宗智山派宗務庁
二月六日	世界遺産「古都京都の文化財」ネットワーク会議出席	於	立命館大学朱雀キャンパス
二月七日	京都府における宗教法人活性化推進会議出席	於	京都市役所
二月十二日	元浄土宗宗務総長水谷幸正師葬儀参列		
二月十三日	全日本仏教婦人連盟修正会出席		
二月十四日	Interfaith 駅伝表彰式出席	於	東京・増上寺
二月十六日	花灯路推進協議会幹事会出席	於	花園会館
二月十七日	古来の日推進委員会総会出席	於	京都商工会議所
二月三十一日	JR東海「龍安寺に想いを寄せて」世界遺産講演開催	於	京都ロイヤルホテル
三月三十一日	東伏見慈治院下本葬列席	於	龍安寺
三月三十一日	明日の京都文化遺産プラットフォーム主催有馬頼底院下講演	於	青蓮院門跡
三月十一日	京都商工会議所食品産部会「食のつどい」出席	於	銀閣寺書院
三月十三日	京都市観光協合理事会出席	於	リフォーイナルホテル京都
三月十四日	京都市観光協合理事会出席	於	ウエスタンホテル京都
三月十四日	京都・東山花路路二〇四オープニング出席	於	知恩院国宝三門
三月十六日	京の美食委員会有馬頼底理事長出席	於	グランドプリンスホテル京都
三月十七日	春季彼岸焼肴灰供養法要開催	於	相国寺
三月十七日	京都府商工労働観光部観光課和婚受入協議会出席	於	京都平安ホテル
三月二十三日	福岡市深草墓園春季慰霊式典列席	於	深草墓園
三月二十四日	福岡市役所へ有馬頼底理事長長寿附金贈呈	於	福岡市役所
三月二十四日	全日本仏教会役員懇談会出席	於	東京プリンスホテル
三月二十六日	三千院門跡堀澤祖門第六十二世門主晋山式参列	於	三千院門跡
三月二十六日	京都文化交流コンベンションレビュー評議員会出席	於	京都商工会議所

三月二十八日	毎日放送「ちやまらプラザ」落成式参列	於	毎日放送本社
四月三日	妙顕寺和田村日正第六十七世貫首晋山式参列	於	妙顕寺
四月三日	石踊達哉展オープニング	於	承天閣美術館
四月八日	おしゃかさまを讃える夕べ開催	於	ANAクラウンプラザホテル京都
四月十一日	「平成の正倉院」づくり事業の専門家会議出席	於	祇園祭山鉦連合会
四月二十二日	京都府宗教連盟平成二十六年度常任委員会出席	於	立正佼成会京都普通門館
四月二十二日	京の七夕実行委員会幹事会出席	於	京都仏教保育園協会
四月二十五日	京都仏教幼稚園協会花まつり園児大会出席	於	京都市役所
四月三十日	「京都・西安書画展」歓迎夕食会出席	於	神泉苑
五月九日	「京都・西安書画展」開幕式出席	於	京都市国際交流会館
五月十四日	文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議理事會出席	於	東京林野庁
五月十五日	「京都」文化遺産「カイトプロジェクト」共同記者会見出席	於	賀茂別雷神社
五月十九日	京都市観光協合理事会出席	於	京都ライオンホテル
五月十九日	第六十四回社会を明るくする運動京都推進委員会出席	於	京都平安ホテル
五月二十一日	慈照寺開山忌法要列席	於	慈照寺
五月二十三日	久留米ユネスコ協会創立三十二周年記念事業有馬頼底院下講演	於	京都ガリアンパレス
五月二十四日	久留米ユネスコ協会創立三十二周年記念事業有馬頼底院下講演	於	久留米石橋文化センター
五月二十六日	日田西山妙音弁財天法要列席	於	日田市
五月二十八日	京都府宗教連盟委員会（総会）出席	於	亀岡大本部
五月三十一日	清水寺国家安泰世界平和祈願献花祭列席	於	清水寺
六月四日	建仁寺開山千光祖師八百年遠講法要参列	於	建仁寺
六月四日	京都花路路推進協議会幹事会出席	於	京都商工会議所
六月六日	「第四十回平和のための宗教者研究集会」出席	於	東京グランドホテル
六月九日	第八十九回理事會開催	於	京都仏教会会議室
六月十日	京都市観光協会平成二十六年度定時総会出席	於	グランドプリンスホテル京都
六月十二日	医療と宗教を考慮する研究シンポジウム開催	於	清水寺大講堂
六月十二日	慈受院門跡焼肴供養法要開催	於	慈受院門跡
六月十三日	文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議定期総会出席	於	東京・日本森林技術協会
六月十八日	全日本仏教会理事會出席	於	東京・明照会館
六月十九日	明日の京都文化遺産プラットフォーム理事會出席	於	立命館朱雀キャンパス
六月十九日	世界遺産登録二十周年記念シンポジウム出席	於	立命館朱雀キャンパス
六月二十日	大湊興業創業百周年・物故者追悼法要	於	清水寺
六月二十三日	称名寺前任住職月澤泰信師葬儀参列	於	称名寺
六月二十四日	平成二十六年度理事評議員合同役員会開催	於	承天閣美術館
六月二十九日	知床三堂法要列席	於	知床

*は当会主催の行事・会合



ZENBUTSU 金・ムだより



最近の税務調査について 支出根拠の明確化

出張旅費について

出張した費用について帳簿に金銭の記録が残っていたが、旅費規程はなく、仮払金もしくは出張日当の金額の根拠が曖昧であった。また、宗教法人の業務における出張と確認できる根拠がなかった。

税務調査で指摘

業務における出張の事実確認がとれない場合は、個人的な旅行と捉えられても仕方ない。住職個人の所得とみなされ、所得税額の修正を指摘された。

法人によっては、ひと月に何回も出張が入ることがあるかと思えます。その場では交通費や宿泊費の金額を覚えていますが、出張後の法務が忙しく、すぐ次の出張が入ったりすると、いつのまにか精算処理が滞ってしまったことがあるかもしれません。しかし業務における出張である以上、法人が費用を支出するわけですから、きちんと精算しなければなりません。

まずは、業務における出張なのかどうかを明確にしておくことが大切です。たとえば、ご本山・宗務庁・支所などからの案内状があれば、その書類を保管しておけば良いわけです。出金伝票に添付しておけば、さらに良いでしょう。また、そのような書類がない場合には、たとえば法類の会合や、恒例法要への出仕など、出張の目的を出金伝票に記入してください。

宿泊先のホテルや、タクシーを使った際に渡される領収書はきちんと受け取り、新幹線や電車の切符購入の際のように領収書が出されにくい場合などは、しっかりと金額をメモしておきましょう。また、ホテルから受け取った領収書の金額の中に、部屋の冷蔵庫の飲料代など、私的に使った費用が入らないようご注意ください。それと、日当については社会通念上合理的な金額であれば問題がないかと思えます。

また、法人に旅費規程を導入することもご一考ください。各宗派の規程を参考にして作成されるとよいと思います。旅費規程を作成することにより、法人から支出される金額の根拠が明確になり、事務処理の軽減にも繋がります。それと日当は全額費用となりますから、受け取った個人としては所得税がかかります。導入に関しては、作成した旅費規程を責任役員会議において承認を受けなければなりません。また、責任役員会議の議事録の作成と役員の署名捺印が必要です。

本会顧問弁護士 長谷川正浩 監修

指定寄附金制度延長のお知らせ

東日本大震災で被災した建物等に係る指定寄附金制度が平成29年3月31日まで延長になりました(財務省告示第401号)。

包括宗教法人・被包括宗教法人様におかれましては是非ご活用いただきたくご検討ください。*指定寄附金制度の概要については文化庁ホームページ (http://www.bunka.go.jp/shukuyouhoujin/pdf/higashinohon_kifukin.pdf) をご覧ください。

*詳しくは、都道府県庁の宗教法人事務主管部局または 文化庁 03-5253-4111 (内線3038 植月) までお問合せください。



公益財団法人 全日本仏教会 WFB(世界仏教徒連盟)日本センター

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2F 電話 03-3437-9275 FAX 03-3437-3260 http://www.jbf.ne.jp/ E-mail: info@jbf.ne.jp

(単位：円)

款 項 目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	
2	11	営 繕 管 理 費	100,000	101,665	1,665
	12	そ の 他 諸 経 費	250,000	215,260	- 34,740
	3	渉 外 ・ 旅 費	1,600,000	1,946,654	346,654
		1 渉 外 費	800,000	757,606	- 42,394
		2 慶 弔 費	400,000	679,605	279,605
		3 交 際 費	400,000	509,443	109,443
	4	諸 会 議 費	800,000	749,530	- 50,470
		1 単 仏 ・ 参 勤 会 議	150,000	151,543	1,543
		2 そ の 他 諸 会 議	650,000	597,987	- 52,013
	5	調 査 費	300,000	275,600	- 24,400
		1 資 料 収 集 費	300,000	275,600	- 24,400
	2	活 動 経 費	29,950,000	30,701,840	751,840
1 教 化 伝 道 活 動		22,100,000	22,255,034	155,034	
1 参 加 勤 行		8,200,000	8,146,963	- 53,037	
2 骨 灰 法 要		1,700,000	1,711,898	11,898	
3 墨 蹟 展		2,500,000	2,089,596	- 410,404	
4 護 摩 木 供 養		800,000	914,282	114,282	
5 観 光 推 進		1,800,000	1,742,714	- 57,286	
6 仏 教 諸 行 事 関 連		1,300,000	1,591,971	291,971	
7 花 灯 路 事 業		100,000	50,756	- 49,244	
8 福 祉 援 助 金		1,000,000	1,021,000	21,000	
9 花 ま つ り		4,000,000	4,269,080	269,080	
10 成 道 会		300,000	295,295	- 4,705	
11 永 年 勤 続 表 彰		300,000	354,729	54,729	
12 宝 物 展		100,000	66,750	- 33,250	
2 広 報 ・ 出 版 活 動		3,250,000	3,386,735	136,735	
1 曆 ・ 諸 出 版 他		200,000	214,235	14,235	
2 機 関 誌 発 行		3,000,000	3,130,320	130,320	
3 ホ ー ム ペ ー ジ 運 営 費		50,000	42,180	- 7,820	
3 そ の 他 事 業		4,600,000	5,060,071	460,071	
1 宗 教 と 政 治 問 題 研 究 活 動		1,800,000	2,445,857	645,857	
2 文 化 財 保 護 対 策 費	300,000	124,907	- 175,093		
3 世 界 文 化 遺 産	2,000,000	2,089,307	89,307		
4 医 療 と 宗 教 (仏 教) 補 助 金	200,000	200,000	0		
5 明 日 の 京 都 補 助 金	200,000	200,000	0		
6 時 局 対 策 金	100,000	0	- 100,000		
	予 備 費	100,058	0	- 100,058	
	次 期 繰 越 金	0	41,598	41,598	
	合 計	61,410,058	63,686,061	2,276,003	

別紙の通り報告します。

平成26年5月23日
京 都 仏 教 会

理 事 長 有 馬 頼 底 印
理 事 (財 務 担 当) 大 西 真 興 印
事 務 局 長 長 澤 香 静 印

帳簿、証票書類を監査の結果、別紙の通り相違ないことを確認しました。

平成26年5月23日
京 都 仏 教 会

監 事 山 木 康 稔 印
監 事 中 村 覚 祐 印

平成25年度 京都仏教会決算報告書

前期繰越金 74,758 円
当期歳入総額 63,611,303 円
当期歳出総額 63,644,463 円
次期繰越金 41,598 円

自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日

【歳入の部】

(単位：円)

款 項 目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
	前 年 度 繰 越 金	74,758	74,758	0
1	会 費 収 入	3,200,000	3,286,000	86,000
	1 会 費 ・ 賛 助 金	3,200,000	3,286,000	86,000
	1 一 般 会 費	2,400,000	2,478,000	78,000
	2 賛 助 会 費	800,000	808,000	8,000
2	活 動 協 力 金 収 入	31,550,000	30,370,444	- 1,179,556
	1 教 化 伝 道	31,500,000	30,255,694	- 1,244,306
	1 参 加 勤 行	18,000,000	17,754,815	- 245,185
	2 骨 灰 法 要	1,000,000	562,000	- 438,000
	3 墨 蹟 展	3,000,000	1,610,000	- 1,390,000
	4 護 摩 木 供 養	2,000,000	2,671,879	671,879
	5 花 ま つ り	2,500,000	2,575,000	75,000
	6 観 光 推 進	3,000,000	3,000,000	0
	7 世 界 文 化 遺 産	2,000,000	2,082,000	82,000
	2 広 報 ・ 出 版	50,000	114,750	64,750
	1 開 運 曆	50,000	114,750	64,750
3	寺 院 協 力 金	26,535,300	26,959,124	423,824
4	雑 収 入	50,000	63,990	13,990
	1 雑 収 入	50,000	63,990	13,990
	1 運 用 収 入	1,000	780	- 220
	2 雑 収 入	49,000	63,210	14,210
5	そ の 他 の 収 入		2,931,745	2,931,745
	借 入 金 の 増 加	0	2,592,543	2,592,543
	未 収 入 金 の 増 加	0	- 2,764,245	- 2,764,245
	預 り 金 の 増 加	0	2,556	2,556
	未 払 金 の 増 加	0	3,100,891	3,100,891
	合 計	61,410,058	63,686,061	2,276,003

【歳出の部】

(単位：円)

款 項 目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
1	事 務 局 費	31,360,000	32,942,623	1,582,623
	1 人 件 費	20,900,000	22,605,526	1,705,526
	1 職 員 俸 給	17,500,000	19,157,301	1,657,301
	2 厚 生 費	2,350,000	2,901,985	551,985
	3 通 勤 費	550,000	546,240	- 3,760
	4 退 職 準 備 金	500,000	0	- 500,000
	2 管 理 費	7,760,000	7,365,313	- 394,687
	1 通 信 ・ 運 搬 費	700,000	704,119	4,119
	2 印 刷 費	300,000	268,272	- 31,728
	3 備 品 費	1,200,000	1,016,895	- 183,105
	4 消 耗 品 費	100,000	113,404	13,404
	5 借 館 費	1,800,000	1,800,000	0
	6 水 道 ・ 光 熱 費	200,000	210,235	10,235
	7 旅 費 ・ 交 通 費	1,300,000	973,391	- 326,609
	8 諸 会 負 担 費	700,000	860,700	160,700
	9 弁 護 士 報 酬	420,000	420,972	972
10 会 計 士 報 酬	690,000	680,400	- 9,600	

平成26年度 事業計画

〈総務部〉

〈*は新規事業〉

1. 諸 会 議	1. 役 員 会 2. 各種会議 3. 各種委員会 4. 諸団体連絡会議 5. 懇 親 会	1. 理 事 会 年2回 2. 評議員会 年1回以上 1. 単位仏教会 年1回 2. 参勤僧会議 年3回以上 1. 宗教と政治検討委員会 年1回以上 2. 国家と宗教研究会 年2回以上 3. 各種委員会の設置 1. 全日本仏教会 2. 京都府宗教連盟 3. 近畿宗教連盟 4. 日本宗教連盟 5. 京都商工会議所 6. 京都市観光協会 7. 京都文化交流コンベンションビューロー 8. 宗教法学会 9. 古典の日推進委員会 1. 懇親会 年1回
2. 広報・調査	1. 広 報 2. 調 査	* 1. 会報の刊行 年2回 2. 会員への情報提供（随時） （税務・環境問題・法人問題など） 3. 仏教会ホームページ運営 1. 各種調査・研究・統計・資料収集 （時事問題の分析）
3. 渉 外	1. 慶 弔 2. 渉 外	1. 慶弔（本山寺院及び一般関係） 1. 中央省庁・府市行政との交流 2. 京都にて開催の行事・国際会議等への協力
4. 時 事 対 策	1. 組織強化 2. 時事対策	1. 加入寺院・未組織地域の組織化 2. 賛助会員強化 1. 宗教法人法改正問題への法的対応 2. 公益法人制度改革への対応 3. 宗教法人設立認証に関わる文化庁の審査基準への対応 * 4. 経済センサス調査について

〈観光推進事業部〉

1. 諸 会 議	1. 役 員 会 2. 諸団体連絡会議	1. 観光推進事業部会議 1. 京都市観光協会との会議 2. 全国小京都会議への協力 3. 各種観光関連業界との会議
2. 関連事業	1. 事 業	1. 「京都・花灯路」事業（東山・嵐山界限） 2. オフシーズン夏の企画第5回「京の七夕」 （京都府・京都市・京都商工会議所・京都市観光協会・京都文化交流コンベンションビューロー） 3. 世界遺産登録寺院企画（JR東海） 4. 特別拝観企画の実施 （クラブツーリズムとの共同企画） 5. 京都府内北部・南部観光開発（京都府と連携）

〈事業部〉

1. 仏教文化・調査・研究 広 宣	1. 仏教文化の啓蒙・ 広 宣・保 護	1. 仏教文化の研究などの奨励・協賛 2. 古文化保存協会との交流 3. 京都文化財団との交流
2. 教化・伝道 事 業	1. 仏教美術・文物紹介 2. 講演活動 3. 音舞台シリーズ 4. 仏教思想の実践活動	1. 仏教番組の企画監修 （毎日放送において「美の京都遺産」、 「京都プロジェクト室」） 1. 各宗派管長による仏教文化講演会の全国開催 * 1. 本年度第27回は薬師寺にて8月開催 1. 地域福祉活動・青少年育成 （授産施設「のぞみ学園」、福祉施設・ 仏教老人ホーム、保育園への慰問）

(単位：円)

款	項	目	科	目	本年度予算額	昨年度予算額	備 考
		5	借	館 費	1,848,000	1,800,000	事務所家賃
		6	水	道・光熱費	220,000	200,000	ガス・水道・電気
		7	旅	費・交通費	1,000,000	1,300,000	
		8	諸	会負担金	600,000	700,000	全日仏・府宗連等
		9	弁	護士報酬	432,000	420,000	顧問弁護士2名
		10	会	計士報酬	710,000	690,000	
		11	営	繕管理費	100,000	100,000	
		12	そ	の他諸経費	250,000	250,000	
3			渉	外・旅費	1,300,000	1,600,000	
	1		渉	外 費	600,000	800,000	
	2		慶	弔 費	400,000	400,000	
	3		交	際 費	300,000	400,000	
4			諸	会 議 費	750,000	800,000	
	1		単	仏・参勤会議	150,000	150,000	
	2		そ	の他諸会議	600,000	650,000	
5			調	査 費	250,000	300,000	
	1		資	料 収 集 費	250,000	300,000	調査・研究を含む
2			活	動 経 費	27,200,000	29,950,000	
	1		教	化 伝 道 活 動	18,200,000	22,100,000	
		1	参	加 勤 行	8,200,000	8,200,000	参勤僧9名法礼等
		2	骨	灰 法 要	1,700,000	1,700,000	
		3	墨	蹟 展	0	2,500,000	
		4	護	摩 木 供 養	800,000	800,000	
		5	観	光 推 進	1,750,000	1,800,000	
		6	仏	教 諸 行 事 関 連	1,000,000	1,300,000	
		7	花	灯 路 事 業	100,000	100,000	
		8	福	祉 援 助 金	0	1,000,000	
		9	花	ま つ り	4,000,000	4,000,000	子ども花まつり・福祉施設配布等含む
		10	成	道 会	300,000	300,000	
		11	永	年 勤 続 表 彰	300,000	300,000	
		12	宝	物 展	50,000	100,000	
	2		広	報・出版活動	3,550,000	3,250,000	
		1	暦	・ 諸 出 版 他	500,000	200,000	会長中外特集記事
		2	機	関 誌 発 行	3,000,000	3,000,000	年2回発行
		3	ホ	ームページ運営費	50,000	50,000	
	3		そ	の 他	5,450,000	4,600,000	
		1	宗	教と政治問題研究活動	1,000,000	1,800,000	
		2	文	化財保護対策費	150,000	300,000	文化財の森
		3	世	界 文 化 遺 産	2,000,000	2,000,000	
		4	医	療と宗教(仏教)補助金	200,000	200,000	
		5	明	日の京都補助金	200,000	200,000	
		6	古	都税記録集補助金	200,000	0	
		7	時	局 対 策 金	100,000	100,000	
		8	未	払 金 の 減 少	1,600,000	0	3年計画
			予	備 費	66,898	100,058	
			歳	出 合 計	59,376,898	61,410,058	

平成26年度 一般会計予算案

当期歳入総額 59,376,898 円

当期歳出総額 59,376,898 円

自 平成26年 4月 1日

至 平成27年 3月 31日

【歳入の部】

(単位：円)

款	項	目	科	目	本年度予算額	昨年度予算額	備 考
			前	年 度 繰 越 金	41,598	74,758	
1			会	費 収 入	3,200,000	3,200,000	
	1		会	費・賛助金	3,200,000	3,200,000	
		1	一	般 会 費	2,400,000	2,400,000	¥2,000
		2	賛	助 会 費	800,000	800,000	¥3,000
2			活	動 協 力 金 収 入	28,250,000	31,550,000	
	1		教	化 伝 道	28,200,000	31,500,000	
		1	参	加 勤 行	18,000,000	18,000,000	
		2	骨	灰 法 要	700,000	1,000,000	
		3	墨	蹟 展	0	3,000,000	
		4	護	摩 木 供 養	2,000,000	2,000,000	
		5	花	ま つ り	2,500,000	2,500,000	
		6	観	光 推 進	3,000,000	3,000,000	
		7	世	界 文 化 遺 産	2,000,000	2,000,000	
	2		広	報・出版	50,000	50,000	
		1	開	運 曆	50,000	50,000	
3			雑	収 入	50,000	50,000	
	1		雑	収 入	50,000	50,000	
		1	普	通 預 金 利 息	1,000	1,000	
		2	雑	収 入	49,000	49,000	
			一	般 会 計 収 入 予 算 合 計	31,541,598	34,874,758	
			寺	院 協 力 金	27,835,300	26,535,300	
			歳	入 合 計	59,376,898	61,410,058	

【歳出の部】

(単位：円)

款	項	目	科	目	本年度予算額	昨年度予算額	備 考
1			事	務 局 費	32,110,000	31,360,000	
	1		人	件 費	22,550,000	20,900,000	
		1	職	員 俸 給	19,000,000	17,500,000	事務局員5名
		2	厚	生 費	3,000,000	2,350,000	社会保険料等
		3	通	勤 費	550,000	550,000	
		4	退	職 準 備 金	0	500,000	
	2		管	理 費	7,260,000	7,760,000	
		1	通	信・運搬費	700,000	700,000	郵便等
		2	印	刷 費	300,000	300,000	コピー機リース料等
		3	備	品 費	1,000,000	1,200,000	什器・車両関係
		4	消	耗 品 費	100,000	100,000	

諸
会
議

◆ Inter Faith 日本実行委員会

〔二月十六日〕

Inter Faith 日本実行委員会会議が立正佼成会普門館にて開催された。二月十六日開催の京都マラソンで初めて併催される「Inter Faith 駅伝」の開催プログラム等について議論が交わされた。

当会からは長澤香静事務局長が出席した。

◆ 全日本仏教会理事会

〔二月二十八日〕

全日本仏教会理事会在東京・明照会館にて開催された。議案事項として、「平成二十六年度事業計画（案）」「平成二十六年度収支予算（案）」について審議され、「平成二十五年年度予算執行状況について賛同を求める件」、機関誌「全仏」六百号記念刊行について協議された。

また、各担当理事からの現況報告「総務財政審議会、社会人権審議会、国際交流審議会、宗教教育推進委員会、WFB（世界仏教徒連盟）日本センター運営委員会、宗派代議員会議、都道府県仏教会、仏教団体代議員会議」、財団設立六十周年記念事業準備委員会の進捗状況、各部について報告された。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

● 仏教会報告 ●

◆ 医療と宗教アンケート実施病院
担当者説明会

〔二月十六日〕

医療と宗教アンケート実施病院担当者説明会を長谷川事務所に開催した。

一月末からの実施をひかえ、アンケート作成の龍谷大学社会学部田中滋教授より、作成までの経緯やアンケート回収後の分析について等説明。また実施にむけての問題点などあげられ確認した。

当会からは中尾香代事務職員が出席した。

◆ 京都市フィルムコミッション事業

アドバイザリー会議

〔二月三十日〕

京都市フィルムコミッション事業のアドバイザリー会議がホテル本能寺にて開催された。

平成二十五年年度の事業活動状況について報告があり、映画関係者、大学関係者、寺院、神社、警察、関係団体、他都市FCから選ばれたアドバイザリーによる意見交換がなされた。

当会からは長澤香静事務局長が出席した。

◆ 京都府宗教連盟常任委員会

〔二月三十一日〕

京都府宗教連盟は、常任委員会を立正佼成会京都普門館にて開催した。

平和祈念の黙祷後、議案事項として、「Inter Faith 駅伝」「深草墓園春季慰霊祭」「わらび座」京都公演」「特別展覧会『南山城の古寺巡礼』のお知らせ」についての報告、及び提言案について熱心に討議された。

当会からは荒木元悦常務理事、吉田清順評議員、長澤香静事務局長が出席した。

事、佐分宗順評議員、横江桃国評議員が出席した。

◆ 世界遺産「古都京都の文化財」
ネットワーク会議

〔二月六日〕

明日の京都文化遺産プラットフォームは、世界遺産十七社寺を招き、「古都京都の文化財」ネットワーク会議を立命館大学朱雀キャンパスにて開催した。講師に宗田好史氏（京都府立大学教授）を招き、バッファゾーン勉強会、ネットワーク会議、4K映像試写、懇親会と順をおって進められた。

当会からは長澤香静事務局長が出席した。

● 仏教会報告 ●

◆ 全日本仏教会加盟団体顧問弁護士連絡会

〔二月四日〕

全日本仏教会加盟団体顧問弁護士連絡会が真言宗智山派宗務庁にて開催された。この会議は当会が提案し、「宗教法人の規則等の認証に関する審査基準（留意事項）」について、宗教法人法と照らし合わせ、加盟団体の顧問弁護士及び実務担当者、認証制度についての知識や対応を共有することを目的とし、意見交換を行った。今回、「宗教法人設立認証制度の現状」について、村上興匡大正大学人間学部教授（元文化庁職員）を講師に招き、質疑応答がなされた。

当会からは、宗教と政治検討委員会より洗建氏、櫻井園郎氏、顧問弁護士橋口玲氏、また、宮城泰年常務理事、安井攸爾理

◆ 京都府における宗教法人活性化推進会議

〔二月七日〕

京都府における宗教法人活性化推進会議が京都府庁にて開催された。

不活動宗教法人の実態調査結果について、宗教法人活性化のための方針等について、「不活動宗教法人対策推進事業」報告書（案）について報告、審議された。

当会からは、宗教と政治検討委員会より洗建氏、荒木元悦常務

● 仏教会報告 ●

理事が出席した。

◆ 京都・花灯路推進協議会幹事会

〔二月十七日〕

京都・花灯路推進協議会は幹事会を京都商工会議所にて開催した。

照明器具等貸出状況、京都・嵐山花灯路―二〇一三実施、第六回創作花灯デザインコンペ審査結果の報告。続いて、京都・東山花灯路―二〇一四事業計画（案）、東山花灯路全体指揮・責任体制及び通信連絡体制（案）、東山花灯路オープニングイベント（案）、平成二十六年京都・花灯路事業の日程（案）について協議された。

当会からは荒木元悦常務理事が出席した。

推進委員会設置要綱改正」について審議された。

当会からは長澤香静事務局長が出席した。

◆ 京都市観光協会理事会

〔三月十三日〕

京都市観光協会理事会が、ウエスティン都ホテル京都にて開催された。

議案事項として「平成二十六年度事業計画案」「平成二十六年度予算案」「平成二十六年度資金運用執行方針及び計画案」「平成二十六年度定時総会開催」「J・R委員会の委員補欠選任案」について審議された。

当会からは荒木元悦常務理事が出席した。

◆ 京都市観光振興審議会

〔三月十四日〕

京都市「新観光進行計画」策定に係る第一回審議会が市役所にて開催された。

最初に審議会の趣旨説明、続いて「未来・京都観光振興計画二〇一〇プラス五」実績報告の後、意見交換が行われ、最後に今後のスケジュール説明がなされた。

当会からは長澤香静事務局長が出席した。

◆ 古典の日推進委員会第六回総会

〔三月三日〕

古典の日推進委員会第六回総会が、京都ロイヤルホテルにて開催された。

議題として、「平成二十五年古典の日推進事業報告」「平成二十六年古典の日推進事業計画及び収支予算（案）」「古典の日

◆ 和婚受入協議会

〔三月十七日〕

京都府商工労働観光部は京都平安ホテルにて和婚受入協議会の設立会議を開催した。京都ならではの魅力ある資源を活用した新たなインバウンドの取組として、フォトウェディングを対象に協議会を立ち上げることとなり、海外のエージェント・メディア視察について報告され、設立について協議された。

当会からは長澤香静事務局長が出席した。

◆ 全日本仏教会役員懇談会

〔三月二十四日〕

全日本仏教会は役員懇談会を東京プリンスホテルにて開催した。公益目的事業を展開していく上で今後の方向性等について忌憚のない意見が交わされた。

当会からは長澤香静事務局長が出席した。

◆ 「平成の正倉院」づくり事業の実施に係る専門家会議

〔四月十一日〕

「平成の正倉院」づくり事業の実施に係る専門家会議が祇園祭山鉾連合会にて開催された。

平成二十五年事業実績についての報告、平成二十六年事業候補物件が検討された。

当会からは、長澤事務局長が出席した。

◆ 京都府宗教連盟常任委員会

〔四月二十一日〕

京都府宗教連盟は、平成二十五年最終常任委員会を立正佼成会京都普門館にて開催した。

● 仏教会報告 ●

◆ 京都文化交流コンベンションビューロー評議員会

〔三月二十六日〕

● 仏教会報告 ●

平和祈念の黙祷、委員長の挨拶の後、平成二十六年総会議案書(案)「平成二十五年事業報告と決算報告」「平成二十六年事業計画と予算案」「平成二十六年本部役員の確認」「総会開催要項の検討」「近畿宗教連盟京都総会要綱の検討」「Inter Faith 駅伝の今後の取り扱いについて」審議された。最後に、平成二十六年経済センサス基礎調査及び商業統計調査の周知について、当会より各寺院に配布した調査についての注意事項等の説明文とチラシを参考資料として提出した。
当会からは荒木元悦常務理事と長澤香静事務局長が出席した。

◆ 京の七夕実行委員会幹事会

〔四月二十五日〕
京の七夕実行委員会が京都市役所にて開催された。
「平成二十五年決算」「平成二十六年度予算」「平成二十六年事業計画」について審議、報告された。
当会からは、荒木元悦常務理事が出席した。

◆ 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為に有識者会議理事会

〔五月十四日〕

報告・収支決算」第六十四回「社会を明るくする運動京都府実施要綱(案)」「行事計画(案)・収支予算(案)」について審議された。
引き続き、構成機関・団体から取組及び今後の活動の報告等が行われた。
当会からは吉田清順評議員が出席した。

◆ 京都モデルフォレスト協会定時総会

〔五月二十三日〕

公益社団法人京都モデルフォレスト協会は、定時総会を京都ガーデンパレスにて開催した。
議案事項として、「平成二十五年決算の承認」「役員を選任」について審議された。
また、「平成二十五年事業報告」「平成二十六年事業計画及び収支予算」について報告された。
総会終了後、北海道上川郡下川町環境未来都市推進本部長春日隆司氏が「森林を造り、未来を創る」下川町における木質バイオマスの取組とこれからの展望」と題し、講演をした。
当会からは荒木元悦常務理事が出席した。

◆ 京都府宗教連盟委員会(総会)

〔五月二十八日〕

文化遺産を未来につなぐ森づくりの為に有識者会議は第二十九回理事会を東京林野庁にて開催した。
議題として「平成二十五年事業報告及び決算報告」「平成二十六年事業計画及び予算計画」「法人化委員会発足に際しての委員決め」「映像化委員会発足」について協議された。
当会からは長澤香静事務局長が出席し、監査報告を行った。

◆ 京市観光協会理事会

〔五月十九日〕

公益社団法人京都市観光協会は、理事会を京都ブライトンホテルにて開催した。
議題として「平成二十五年事業報告・決算報告」「役員候補者の決定」について審議された。
当会からは荒木元悦常務理事が出席した。

◆ 社会を明るくする運動京都府推進委員会

〔五月十九日〕

第六十四回「社会を明るくする運動」京都府推進委員会が京都平安ホテルにて開催された。
第六十三回「社会を明るくする運動京都府推進委員会実施結果

京都府宗教連盟は、委員会(総会)を亀岡大本本部みらく会館にて開催した。
荒木元悦委員長挨拶、松田達夫大本本部総務部長挨拶の後、議案として「平成二十五年事業報告」「平成二十五年会計決算報告・監査報告」「二十六年事業計画(案)・予算(案)」「二十六年本部役員」について審議された。その後、「第二次大本事件」近代史上最大の宗教弾圧」と題し、加藤千春氏(大本本部総合受付課長)による記念講演が行われた。



また、神苑参観、宗教弾圧の遺跡見学も行われた。
当会からは荒木元悦常務理事、北川隆法理事、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 京都・花灯路推進協議会幹事会

〔六月四日〕

京都・花灯路推進協議会は幹事会を京都商工会議所にて開催した。

● 仏教会報告 ●

● 仏教会報告 ●

議案事項として「平成二十六年体制」「平成二十五年収支決算」「平成二十六年事業計画及び収支予算」「主要業務の発注」「第七回創作灯デザインコンペ」「平成二十六年事業年間スケジュール」について審議された。

また、「平成二十五年灯りの催事奨励事業」「東山花灯路二〇一四」「京都・花灯路平成二十五年報告書の作成・配付」について報告された。

◆ 第四十一回平和のための宗教者研究集会

〔六月九日〕

世界宗教者平和会議(WCRP)日本委員会主催の第四十一回平和のための宗教者研究集会が東京グランドホテルにて開催された。

この研究集会は八月に開催される第八回ACRP大会の事前学習会として、その総合テーマ「アジアの多様性における一致と調和」について理解を深め、宗教者としてどのような役割があるのか。ACRP大会に臨む日本委員会の姿勢を確認することを目的としている。基調発題者秦辰也氏(近畿大学総合社会学部教授・シヤンテイ国際ボランティア会常務理事)からのコメントの後、コーディネーターに田中庸仁氏(WCRP日本委員会理事)、パネリストに戸松義晴氏(浄土宗総合研究所主任研究員)、河田尚子氏(WCRP日本委員会女性部委員)、応答者に二階宗人氏(元NHKヨーロッパ・中東・アフリカ総局長)を迎え、パネル

ディスカッションが行われた。当会からは長澤香静事務局長が出席した。

◆ 第八十九回理事会

〔六月九日〕

第八十九回理事会が、京都仏教会会議室にて開催され、以下の議案について承認された。

議案第一号平成二十五年事業報告及び平成二十五年決算報告の承認を求める件。

議案第二号平成二十六年事業計画案及び平成二十六年度予算案の承認を求める件。

議案第三号理事・評議員の補充等、役員的人事についての件。

議案第四号 一)平成二十六年経済センサス基礎調査及び平成二十六年商業統計調査の周知について。

二)古文化保存協会、京都市観光協会の事業の問題点について。

議案第五号その他。

明日の京都文化遺産プラットフォーム、医療と宗教、国家と宗教研究会、第五回京の七夕、本年度音舞台、京都府伝統産業人材育成事業について報告された。

◆ 京都市観光協会定時総会・理事会

〔六月十日〕

公益社団法人京都市観光協会は、定時総会をグランドプリンスホテル京都にて開催した。

議案事項として、「平成二十五年事業報告・決算報告」「役員の選任」について審議された。

また、「平成二十六年事業計画・予算案」について報告された。引き続き、観光事業関係者表彰が行われた。

総会終了後、理事会が開催され、代表理事の選定及び副会長の職務代行の順序。専務理事、常務理事の選定。委員会委員の選任。顧問・相談役・参与の選任について審議された。

当会からは荒木元悦常務理事が出席した。

◆ 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為に有識者会議定期総会

〔六月十三日〕

文化遺産を未来につなぐ森づくりの為に有識者会議は第十二回通常総会を日本森林技術協会にて開催した。

「平成二十五年事業報告及び決算報告」「平成二十六年事業計画及び収支予算案」について審議された。

その後、研究集会では、第一部で吉野の森と林業に取り組む方々のインタビュー映像の試写、第二部では「高野山壇上伽藍中門の再建と用材の確保」と題し、鳴海祥博氏(元和歌山山文化財センター文化財建造物課長)が講演を行った。

当会からは長澤香静事務局長が出席した。

◆ 全日本仏教会理事会

〔六月十八日〕

全日本仏教会は理事会を東京・明照会館にて開催した。

議題として「定款第二十二条第二項の定める理事長の選定について承認を求める件」について審議された。また、「理事の職務担当について賛同を求める件」について協議された。

当会からは長澤香静事務局長が出席した。

◆ 明日の京都文化遺産プラットフォーム理事会

〔六月十九日〕



● 仏教会報告 ●

明日の京都文化遺産プラットフォームは、理事会を立命館朱雀キャンパスにて開催した。議案事項として「平成二十五年事業報告・収支決算報告・会計監査」「平成二十六年事業計画・収支予算」について審議された。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。



◆ 京都文化交流コンベンションビューロー評議員会

〔六月二十四日〕

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー評議員会が、京都商工会議所にて開催された。

議案事項として、「平成二十五年事業報告・決算に関する件」「平成二十六年収支予算の補正に関する件」について審議された。

当会からは荒木元悦常務理事が出席した。

◆ 理事・評議員合同役員会

〔六月二十四日〕

平成二十六年度理事・評議員合同役員会を承天閣美術館にて開催し、次の議案が承認された。

議案第一号平成二十五年事業報告及び平成二十五年決算報告の承認を求める件。

議案第二号平成二十六年事業計画案及び平成二十六年予算案の承認を求める件。

議案第三号理事の補充等、役員的人事について議案第四号

一 平成二十六年経済センサス基礎調査及び平成二十六年商業統計調査の周知について。

二 古文化保存協会、京都市観光協会の事業の問

題点について。

議案第五号その他。
明日の京都文化遺産プラットフォーム、医療と宗教、国家と宗教研究会、第五回京の七夕、本年度音舞台、京都府伝統産業人材育成事業報告について報告された。



行事

◆ 青蓮院名誉門主東伏見慈洽院下遷化

〔二月一日〕

京都仏教会会長、青蓮院名誉門主東伏見慈洽院下が一月一日、午前四時二十五分慢性心不全で逝去された。行年百五歳。

◆ 東伏見慈洽院下密葬列席

〔二月六日〕

東伏見慈洽院下の密葬が天台宗青蓮院門跡宸殿にて営まれた。宗派内外から約五百人が参列し、生前を偲んだ。

◆ 西陣織工業組合新年総会

創立百三十周年・三組合合併
四十周年記念式典・祝宴

〔二月六日〕

西陣織工業組合の、平成二十六年新年会総会・三組合合併四十周年記念式典・祝宴が西陣織会館にて併催され、業界功労

◆ 京都中央葬祭業協同組合新年会

〔二月二十日〕

京都中央葬祭業協同組合は、多くの本山が集中する京都で全国の葬祭業の中心となつて活動しており、当会とは永きにわたり春秋彼岸の焼骨灰養法を共催で執り行っている。

当会からは荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 京の美食委員会新春会合

〔二月二十一日〕

和食がユネスコの世界無形文化遺産に登録され、京の美食委員会も推薦団体の一つとして「日本人の伝統的食文化」が認められたことを喜び、活動のしめくりとする「第五回京のご馳走フォーラム」にむけて、「打合せ兼昼食会」がレストランテストラダにて開催された。

当会から、有馬頼底理事長が出席した。

● 仏教会報告 ●

● 仏教会報告 ●

◆ 同志社国際主義教育講演会

〔二月二十二日〕

同志社国際主義教育委員会は、海外教育機関との交流を推進し、国際主義教育の振興を図るため、教職員、学生、一般市民を対象とした講演会を事業の一環として開催している。

第十八回同志社国際主義教育講演会には有馬頼底理事長が講師に招かれ、同志社礼拝堂にて「禅の山河」と題し、講演を行った。

◆ 大阪仏教同友会新年総会

〔二月二十三日〕

大阪仏教同友会の新年総会が大阪リーガロイヤルホテルにて開催された。

議案事項として、平成二十五年度行事及び事務報告、平成二十五年度決算報告、会計監査報告、役員改選について審議された。

当会からは荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 全国巡回大墨蹟展・福岡市

〔二月四日〕

第二十二回目を迎える全国巡回大墨蹟展を福岡市岩田屋三越にて開催した。

毎年開催するこの展覧会は回を重ねるごとに内容が充実し、当会の福祉文化交流の重要な一環となっている。

今回は福岡市、TNCテレビ西日本、西日本新聞社など多数の協力・後援をいただいた。

オープニング会場の福岡三越美術画廊では有馬頼底理事長、福岡副市長、岩田屋三越社長、TNCテレビ西日本取締役事業局長、西日本新聞社執行役員企画事業局長らによるテープカットがおこなわれた。

続いて、有馬頼底理事長による法話も行われた。当会からは坂口博翁理事、森泰長理事、長澤香静事務局長らが参列した。

二月十日までの期間中は大勢の方々会場を訪れ、大墨蹟展は無事終了した。

◆ 元浄土宗宗務総長水谷幸正師葬儀

〔二月十二日〕

二月七日に八十五歳でご逝去された元仏教大学長で浄土宗宗務総長を務めた水谷幸正師の葬儀が自坊の上善寺にて営まれた。日朝仏教友好協会副会長、日中友好協会副会長を歴任し、北朝鮮へも数度訪れ、北東アジアの友好関係構築に寄与。幅広く活躍された。

当会から長澤香静事務局長が参列した。

◆ Inter Faith 駅伝 特別交流会・表彰式

〔二月十四日・十六日〕

Inter Faith が掲げる「一つの世界を目指すマラソン」のテーマのもと、国内外の宗教者の交流を通じて、東日本大震災復興支援事業をはじめ、世界平和の進展に寄与する事を開催目的とし、京都マラソン二〇一四に「Inter Faith 駅伝―平和を願う祈りの駅伝」が併設され、仏教、神道、キリスト教、新宗教などの異なる宗教者が一本のたすきを繋ぎ京都の町を駆け抜けた。

当会からは、長澤香静事務局長が交流会、表彰式に出席した。

◆ 「龍安寺に想いを寄せて」世界遺産講演会

〔三月六日〕

東海旅客鉄道（株）の特別協賛を得て京都市・京都市観光協会・京都文化交流コンベンションビュローの後援のもと、当会主催による世界遺産講演会「龍安寺に想いを寄せて」を開催した。

「石庭と龍安寺」と題して、京都造形芸術大学芸術学部教



授・歴史遺産学科学科長仲隆裕氏による講演会を行った。



龍安寺が会場となり、百名余りの参加者は熱心に耳を傾けた。

この講演に伴い方丈、石庭、仏殿、蔵六庵、つくばい（石造手水鉢）の特別拝観も行った。

◆ 東伏見慈治猊下本葬

〔三月七日〕

一月一日に百五歳でご逝去された東伏見慈治猊下の本葬が天台宗青蓮院門跡宸殿で営まれ、宗教宗派を超え、約七百人が故人との別れを惜しんだ。当会の有馬頼底理事長は代表弔辞を行い「京都仏教会の会長として政権分離の原則を守るため、ぶれることなく古都税問題に対峙された姿に『万里一鉄』という人天眼目の句を思い出した。猊下の信念を後々まで仏教会をこれからもつぐっていかなければならない」と述べ、香語を捧げた。

◆ 第八回「世界遺産所有者が語る明日の京都」講座銀閣寺

● 仏教会報告 ●

● 仏教会報告 ●

◆ 春季彼岸焼骨灰供養 法要

〔三月十七日〕

春彼岸にあたり京都五山の一つ、臨済宗相国寺派大本山相国寺方丈において京都仏教会、京都市中央葬祭業協同組合の共催による恒例の春彼岸供養法要が営まれた。

臨済宗相国寺派矢野謙堂教学部長の法話に続き、臨済宗相国寺派管長有馬頼底猥下導師のもと、山内出仕により彼岸供養法要が厳修された。

春のあたたかい日差しの中、約千五百人も参拝者を迎え、この半年間にお亡くなりになられた故人をしのぶ焼香の列は後を絶たなかった。

この焼骨灰供養法要は永年回を重ね、今回で百三回目を数えるに至った。



◆ 福岡市役所へ有馬頼底理事長寄付金贈呈

〔三月二十四日〕

有馬頼底理事長は、本年二月に福岡市岩田屋三越にて開催した大墨蹟展の収益の一部の百万円を「ふくおかハウス」(ドナルド・マクドナルド・ハウスふくおか)建設募金に寄付するため福岡市役所を訪問し、福岡市立病院機構理事長(こども病院・感染症セ



● 仏教会報告 ●

◆ 第六回食のつどい

〔三月十一日〕

京都商工会議所食品・名産部会による「食のつどい」がリーガロイヤルホテルにて開催された。「食」をテーマとし、京都の食文化を見つめ直し、新たな経営活力の礎を築くことを開催の目的とし、毎回、五百名を超える部会員が出席している。

当会からは荒木元悦常務理事、吉田清順評議員が出席した。

〔三月八日〕
明日の京都文化遺産プラットフォーム主催の「世界遺産所有者が語る明日の京都」講座が銀閣寺書院にて開催された。「東山文化を語る」と題し、銀閣寺有馬頼底住職が講師をつとめ、五十名余りの参加者は熱心に聞き入った。

京都の活性化と観光振興に寄与するための「京都・東山花灯路」は今回で十二年目を迎え、市民観光客に京都の新たな風物詩として定着した。
新規事業として「お絵かき行灯」等の参加型事業も実施され、十日間で百十三万九千人の来場者を迎え盛況となった。
期間中、清水寺・青蓮院をはじめ知恩院・八坂神社・高台寺・園徳院・法観寺の各寺社において、夜間拝観が行われた。



◆ 京都東山花灯路二〇一四オープニング

〔三月十四日〕

歴史的文化遺産やまちなみ等を「灯り」と「花」で演出する早春の風物詩「京都・東山花灯路」が三月十四日から二十三日の間、京都東山界隈で開催された。

わる方々、研究者や文化人を招いて議論を交わした。
当会からは有馬頼底理事長が出席した。

◆ 京の美食委員会 第五回京のご馳走フォーラム

〔三月十六日〕

第五回を迎える今回は、フォーラム最終回として「和食」の無形文化遺産登録にも触れながら、「美味探求」をテーマとして「おいしい」とはどういうことを料理人や食材の生産流通に携

◆ 京都市深草墓園春季慰霊祭

〔三月二十三日〕

春の日差しの中、神社本教の御奉仕により伏見深草墓園において春季慰霊式典が厳かに執り行われた。

千名を超える大勢の遺族が参拝に訪れ、次々と手を合わせ故人の冥福を祈った。

京都市深草墓園は「市民のお墓」として昭和三十三年七月に開設され、今回で一二二回になる。永年納骨と短期納骨の取扱いとして市民の利用に供しており、現在では約九千体の御霊が宗教宗派の別なく合祀されている。
当会からは荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長が参列した。

〔三月二十四日〕

● 仏教会報告 ●

◆「こどもはなまつり」

〔四月二十二日〕

はなまつり月間の一環として本年もこどもはなまつり事業が行われた。江崎グリーコ(株)、ライオン(株)にご協力頂き、京都

挨拶に立った有馬頼底理事長は、仏教の「草木国土悉皆成仏」という教えを力説し、集団的自衛権に関する憲法解釈変更の動きについて「集団的自衛権行使は人を殺しに行くこと。仏教の立場からは決して容認できない。」と訴えた。

また、ノンフィクション作家の秋尾沙戸子氏による「アメリカカが描いた『戦後日本』」と題した記念講演が行われた。秋尾氏は、アメリカの日本占領政策分析し、「憲法のGHQ押しつけ論は間違い」と指摘。朝鮮戦争を転機として、日本は「アメリカにとって都合のいい国」に導かれていったと語った。

またその後は会食に入り、花まつりにふさわしく和やかな歓談がいつまでも続いた。



◆「京都・西安書画展」歓迎夕食会・開幕式

〔五月九日・十日〕

京都市主催の京都・西安友好都市提携四十周年記念「京都・西安書画展」が五月十日から十五日まで京都市国際交流会館にて

仏教保育園協会をはじめ、三十の仏教系保育園と九ヶ所の福祉施設へ多くの寄贈の品々が贈られた。配布された菓子類に各園では子どもたちの喜ぶ姿が随所に見られた。

◆京都仏教幼稚園協会「はなまつり園児大会」

〔四月三十日〕

京都仏教幼稚園協会による「はなまつり園児大会」がみやこめっせにて開催された。

各園児をはじめ父兄約二千人が集い、讃仏歌(ののさま・ねね)斉唱、献灯献華、三帰依文(パーリー語)斉唱、灌仏、讃仏歌(こどもの花まつり)斉唱が行われた。

当会からは長澤香静事務局長が出席した。



● 仏教会報告 ●

◆三千院門跡・

堀澤祖門第六十二世門主晋山式

〔三月二十六日〕

天台宗三千院門跡にて堀澤祖門第六十二世門主晋山式が宗門内外の僧侶や信徒八百人が見守る中、挙行された。法要後、グラントプリンスホテル京都にて祝賀会が開かれ、山内修一・京都府副知事、門川大作・京都市長らが祝辞を述べた。

当会からは有馬頼底理事長、長澤香静事務局長が列席した。



ンター(院長)福重淳一郎氏に手渡した。

全国巡回大墨蹟展は各地方において多くの方々にご喜ばれ、当会の福祉活動の一環となっており、今回も新しいこども病院の敷地内に患児家族滞在施設が建設されることを知り、病氣と闘う子ども達とその家族の支えになればと「ふくおかハウス」建設募金への寄贈が執り行われた。

◆おしゃかさまを讃える夕べ

〔四月八日〕

全日空ホテルにて催された「おしゃかさまを讃える夕べ」は各本山・寺院・各界代表のご招待の方々約四百名を迎えた。

本年は総本山光明寺出口歎貞本部長導師のもと御一山出仕により「花まつり」法要が厳修された。

花御堂にはアーシム・マハジャン駐大阪インド総領事、山田啓二京都市知事、門川大作京都市長ら各界代表が次々と灌仏を行った。

毎日放送本館一階の改修による「ちゃやまちプラザ」が完成し、四月四日のランドオープンに先立ち、お披露目会が開催された。

当会からは、有馬頼底理事長、長澤香静事務局長が出席した。

◆妙顕寺三田村日正・第六十七世貫首晋山式 妙顕寺和田日佑・前貫首本葬儀

〔四月三日〕

大本山妙顕寺本堂にて三田村日正・第六十七世貫首晋山式が行われ、僧侶、檀信徒約四百人が参列した。午後からは、昨年九月に急逝した和田日佑前貫首の本葬儀が営まれた。参列者は二〇一一年の晋山以来、大覚大僧正の第六百五十遠忌諸事業の円成に向けて尽力した故人を偲んだ。

当会からは長澤香静事務局長が参列した。

● 仏教会報告 ●

◆ 慈受院門跡・梶妙寿師本葬

〔六月十二日〕

四月二十五日に七十六歳でご逝去された、当会評議員慈受院住職梶妙寿師の本葬が自坊で営まれた。当会からは長澤香静事務局長が参列した。有縁の寺院、信者のみならず宗派、宗教を越えた

◆ 建仁寺八百年大遠忌法要

〔六月四日〕

建仁寺開山千光祖師栄西禪師八百年大遠忌法要が臨済宗建仁寺派大本山・建仁寺の法堂で六月三日から三日間営まれ、僧侶や檀信徒ら約千五百人が参列し、栄西禪師を偲んだ。当会からは、長澤香静事務局長が参列した。

● 仏教会報告 ●

開催された。前日の九日には西安市書画訪日団十五名が京都市役所を表敬訪問され、その後歓迎夕食会が神泉苑にて催された。当会からは坂口博翁理事、長澤香静事務局長が出席した。また、十日の開幕式には、宝厳院住職田原義宣師、長澤香静事務局長が出席した。



◆ 「京都・文化遺産アーカイブプロジェクト」共同記者会見

〔五月十五日〕

明日の京都文化遺産プラットフォームは賀茂別雷神社（上賀茂神社）にて4K映像で世界遺産十七社寺・城を撮影し、記録や教育に活用する「京都・文化遺産アーカイブプロジェクト」の発足を公表した。プロジェクトでは、フルハイビジョンの四倍の画素数をもつ4K映像を用いたイベントの開催。さらに、体験施設も設置する計画がされている。当会からは有馬頼底理事長が「明日の京都」会長の松浦晃一郎氏（前ユネスコ事務局長）、田中恆清氏（京都府神社庁長）らとともに出席し、「4Kの美しい映像が世界に発信されたら素晴らしい。仏教会も全面的に協力する」と話した。

〔五月三十一日〕

清水寺において、石清水八幡宮と日本古来の神仏の習合にならって営む「国家安泰世界平和祈願献花祭」が導師森清範清水寺貫主、齋王田中恆清石清水八幡宮宮司により執り行われた。この神仏合同の祭儀は、平成十五年十一月に清水寺の奥之院御本尊開帳を記念した「国家安泰世界平和祈願祭」から毎年実施、十七年からは献花祭の名称でこの時期に行われている。当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 久留米ユネスコ協会創立三十二周年事業 子ども大絵画展・記念講演会

〔五月二十四日〕

久留米ユネスコ協会主催の大絵画展が石橋美術館（久留米市）にて五月二十日から二十五日まで開催された。また、会期中の二十四日に石橋文化センターにて「これからの子どもたちへ」と題し、有馬頼底理事長の記念講演会が行われ、日本ユネスコ協会連盟カンボジア事務所長のブッダ・ノン氏による演題「カンボジア寺子屋支援活動の報告」の講演会も同時開催された。

◆ 日田西山妙音弁財天法要列席

〔五月二十六日〕

大分県北西部に位置する日田市・日田妙音弁財天堂にて春季大祭が行われた。

日田市は平成十四年度当会主催の大墨蹟展が開催された地で、この妙音弁財天堂は仏教会も後援し、有縁の方々との交流の中で発願を受け、有馬頼底理事長ら相国寺一山と日田市関係寺院らと共に落慶された御堂である。この大祭は年々盛大に催されるようになり、雅楽の奉納や護摩供も執行される。

◆ 清水寺国家安泰世界平和祈願献花祭列席

多数の参列があった。

◆ 医療と宗教を考える研究会講演会

〔六月十二日〕

医療と宗教を考える研究会主催、日本バプテスト連盟医療団、当会共催の講演会「スピリチュアリティと医療」が清水寺大講堂にて開催された。

山岡義生氏（日本バプテスト連盟医療団理事長）の挨拶に続き「患者および医療従事者の内面的な力を引き出すために」と題し、エッカルト・フリック氏（ミュンヘン国立大学医学部スピリチュアルケア担当教授）による講演が行われ、その後質疑応答がなされ、最後に吉田清純評議員の挨拶で幕を閉じた。



◆ 世界遺産登録二十周年記念シンポジウム

〔六月十九日〕

平成26年度開催

文化財保護の巡回よろず相談〔無 料〕



主な対象地域	実 施 日 時	実 施 会 場
北 部 ※丹後地域	9月3日(水) 午後1時～午後4時	みやづ歴史の館「中央公民館」 3階「大会議室」 宮津市字鶴賀2164 電話0772-20-3390
中 部 ※中丹・南丹 地域	9月4日(木) 午後1時～午後4時	市民交流プラザふくちやま 3階「市民交流スペース」 福知山市駅前町400番地 電話0773-22-9551
南 部 ※京都市・乙訓 ・山城地域	9月5日(金) 午前10時～午後4時	ルビノ京都堀川 2階「松の間」 京都市上京区東堀川下長者町下がる 電話075-432-6161

※地域に関係なく、都合の良い会場にお越しください。

指定・未指定を問わず文化財を所有されている京都府内の方を対象に、文化財に係る修理や保存方法、補助金や貸付制度等あらゆる相談、案内を一つの会場内で行える「文化財保護に関する巡回相談事業」として毎年、無料相談を実施していますので、ぜひご利用願います。

《 相 談 の 事 例 》

- * 建造物や美術工芸品などの保存・修理の方法 * 防災・防犯施設や収蔵庫の整備
- * 補助金や貸付資金（長期・低利）の対象と申請申込み手続き など

【 相 談 参 加 機 関 】

- 京都府（文化環境部文化政策課、各広域振興局） ○京都府教育庁指導部文化財保護課
- 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 ○京都市消防局予防部
- 公益財団法人京都古文化保存協会 ○公益財団法人京都市文化観光資源保護財団
- 公益財団法人京都文化財団〔主管〕

【 協 賛 】 京 都 文 化 財 防 災 対 策 連 絡 会

* お問合せは、(公財)京都文化財団(文化財保護基金室) ☎075-213-3660 まで

● 仏教会報告 ●

明日の京都文化遺産プラットフォーム主催の世界遺産「古都京都の文化財」登録二十周年記念シンポジウムが立命館大学朱雀キャンパスにて開催され、五百名を超える参加者があった。Lifeisan Are〜心豊かに生きるために〜と題し、ハーブ研究家で知られるベニシア・スタンリー・スミス氏（ベニシア・インターナショナル英会話スクール代表）による記念講演。つづいてパネリストに梅承昭師（天竜寺宗務総長）、益田兼房氏（ICOMOS-ICORP 執行委員）、坂本孝志氏（京都観光文化を考える会・都草理事長）、松浦晃一郎氏（前ユネスコ事務局長）、コーディネーターに当会常務理事の宮城泰年師（聖護院門跡門主）を迎え、パネルトークがなされた。

当会からは長澤香静事務局長が出席した。



◆ 前称名寺住職月澤泰信師葬儀
〔六月二十三日〕

六月二十一日に九十五歳で逝去された、当会監事前称名寺住職月澤泰信師の葬儀が自坊にて営まれた。当会各役員をはじめ宗派の寺院、檀信徒等多くの参列があった。

〔六月二十九日〕

◆ 知床毘沙門堂法要

平成十七年に世界自然遺産に登録された北海道知床において、毘沙門堂・太子殿・観音堂の三堂の第二十回例祭が厳修された。

出席した有馬頼底理事長は「地球は水があつて命の栄える星。（この例祭の立役者だった）作家の立松和平さんは知床の自然を通じて地球の尊さを訴えた。立松さんの意志を受け継いでいきたい」と述べた。

当会からは有馬頼底理事長、宮城泰年常務理事、坂口博翁理事、森孝忍評議員、長澤香静事務局長、中尾香代事務職員が出席した。



永年の信用・まごころのご奉仕

葬祭センター

公益社

本社・京都市中京区烏丸通三条下ル ☎(075)221-4000
フリーダイヤル ☎0120-00-4200
http://www.koekisha-kyoto.com

葬儀式場

- 北プライトホール (堀川紫明) 京都市北区紫明通堀川東入ル ☎(075)414-0420
中央プライトホール (五条大和路) 京都市東山区五条通大和路 ☎(075)551-5555
南プライトホール (堀川八条) 京都市南区堀川通八条下ル ☎(075)662-0042
西プライトホール (五条西大路) 京都市右京区五条通西大路西入ル ☎(075)322-0042
山科プライトホール (五条外環) 京都市山科区五条通外環状線東入ル ☎(075)595-0042
烏丸プライトホール (因幡薬師) 京都市下京区烏丸高辻南入東入 ☎(075)351-7724
宇治プライトホール (宇治横島) 宇治市横島町(京都文教大学前) ☎(0774)20-0042
大津プライトホール (大津駅南) 大津市朝日が丘1丁目 ☎(077)523-0042

葬 儀

— 人生の終り、もうひとつの門出を美しく —

玉泉院

株式会社 セレマ

もよりの営業所へご連絡ください。(24時間営業)
寝台自動車のご利用も承ります。

- 京都営業所 ☎(075) 682-4444
宇治営業所 ☎(0774) 32-4242
向日営業所 ☎(075) 921-4444
大津営業所 ☎(077) 524-4444
亀岡営業所 ☎(0771) 22-0042

経済産業大臣認可/全日本葬祭業協同組合連合会加盟

京都中央葬祭業協同組合員名簿

http://www.kyosokyou.jp/



信頼と安心の

全葬連 葬祭サービスガイドライン

●事前相談 ●サービス内容の説明 ●明瞭価格 ●アフターサービス

京葬協は、葬祭サービスガイドラインを遵守いたします

Table with 2 columns of member information including company name, representative, phone number, and address.

最近のお葬式はどのように行われているか、また、費用はいくら位かかるか? など、お葬式の内容を知りたい方は、上記の各店へ電話でお問い合わせ下さい。

寺院会費

当会もおかげさまでますます仏教諸行事、文化福祉、研究活動等順調にかつ積極的に推移してきております。これもひとえにご寺院各位のご理解ご協力の賜物と存じます。今後はますます京都が宗教都市として発展しつづけるために、布教・広宣を行い、また多様化する現代社会の情報提供や宗教法人に関する諸問題につきましてもお役に立てるようはかつて参りたいと存じます。つきましては通信費の一部として平成二十六年年度の会費を同封の郵便振替にてご納入の程、よろしくお願い申し上げます。

賛助会費

各界一般会員のみなさまにおかれましてはご健勝のことと存じます。平素は何かと本会の活動に対し、ご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。おかげをもちまして賛助会員につきましては年々増え続けておりました有り難いことと存じます。当会も各界のみなさまとともにこの歴史と伝統のある京都において様々に交流や文化事業を通じ、よりよい京都に発展すべく努力して参りたいと存じます。当会の会報を年二回お送り申し上げますことや諸行事のご案内をみなさまとの情報交換の場とし、今後も活動をしてゆきたいと存じます。各位におかれましては、なにとぞこの趣旨にご賛助賜り平成二十六年年度の賛助会費のご納入をよろしくお願い申し上げます。次第でございます。なおご納入は同封の郵便振替にてよろしくお願ひ申し上げます。

東日本大震災の被災地へ引き続き募金支援のご協力お願い

銀行名：京都中央信用金庫
支店名：丸太町支店
種別：普通貯金
口座番号：0405536
口座名：京都仏教会災害救援基金 理事長 有馬頼底

開運曆

檀信徒配布等にご利用下さい。

1部 価格85円 (郵送いたします)

申し込みは

京都仏教会
TEL 075-223-6975

発行日 平成二十六年八月七日
発行所 京都仏教会
〒602-0898 京都市上京区今出川通
烏丸東入相國寺門前町
六八四一

心和むひととき……
名物ゆどうふ
南禅寺 **順正**

清水順正おかべ家
清水寺門前……TEL (075) 541-7111
祇園円山かがり火
円山公園駐車場前…TEL (075) 541-0002

左京区南禅寺門前 TEL (075) 761-2311
FAX (075) 751-8812

営業時間 / (都合により変更する場合があります)
11:30~22:00
お問合せ/
075-722-3405
Produced by **あひのや**本舗

社寺建築設計施工
伸和建設株式会社
代表取締役 北尾行弘

〒615 京都市右京区西院上花田町21-0007 (西大路三条西入ル南側)
電話 075-311-0054 (代表)
FAX 075-322-0152

精進料理
上 **幸**

〒604-8503 京都市中京区大宮通り錦上ル
電話 (075) 821-3872
(075) 821-3837

京表具
表具全般 古書画修復
前田秀畹堂

〒604-8121
京都市中京区柳馬場通錦小路上ル
TELFAX. 075 (221) 5754

文化財建造物修復・社寺建築設計施工
木澤工務店
代表取締役社長 木澤善之
代表取締役会長 木澤源平 専務取締役 木澤善和

本社 京都市左京区浄土寺真如町111番地-1
TEL (075) 751-0628 (代) FAX (075) 752-9430
営業所・工場 滋賀県愛知郡愛荘町中宿173番地
TEL (0749) 42-2859 (代) FAX (0749) 42-5727

京石塔
石工事
記念碑

石寅 株式会社
石工事・土木工事・造園工事 (京都府知事認可)

本店 (〒616-8376) 京都市右京区嵯峨天竜寺瀬戸川町1-10
電話 (075) 881-1481 番 FAX (075) 881-1480 番
新丸太町店 (〒616-8305) 京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町33-2
電話 (075) 882-2124 番 FAX (075) 882-2128 番
丹波営業所 (〒622-0214) 京都府船井郡京丹波町上野中野31-1
電話 (0771) 82-2681 番 FAX (0771) 82-2751 番
京丹波店 (〒622-0213) 京都府船井郡京丹波町須知天神18-1
電話 (0771) 89-1481 番 FAX (0771) 89-1480 番
石寅ホームページ URL: <http://www.ishitora.co.jp/>

京念珠® 各宗珠数 各種玉類 製造卸
弊店は珠数製造卸業です。小売は行って居りません。

京都・中珠数屋町
神戸珠数店 株式会社

〒600-8153 京都市下京区正面通烏丸東入
電話 (075) 371-3929 (代)
FAX (075) 371-3930
定休日 日曜・祝祭日・第二第四土曜

筆・墨・硯・紙・簡易表装・短冊
色紙・中国製筆・墨・硯・紙

株式会社 **松栞園**

〒600-8075
京都市下京区柳馬場通仏光寺下ル
電話 (075) 351-6380 (代表)
FAX (075) 361-8006

税理士法人 **古都**

〒600-8431
京都市下京区綾小路通室町西入る
善長寺町139番地AMI四条烏丸ビル405号
TEL・FAX: 075 (352) 7778
E-mail: nakamasa@bridge.ocn.ne.jp

お墓の事ならなんなりと
一般建設業の許可: 京都府知事 許可 (般-23) 第 38917号

石のカウンセラー **都** **みやこ**
株式会社 **石棧**
ヨクゾ ヨイイシ
☎ (075) 491-4114 (代) FAX (075) 491-2426
京都市北区小山北玄以町24番地 (上賀茂橋西詰バス停前)

文化財修理・保存 / 文化財調査 / 絵画・墨蹟・一般表具一式
御本山御用達 古文化財保存修理研究所 (有) 矢口浩悦庵

京表具 **浩悦庵**

〒602-8025 京都市上京区衣通丸太町上る今薬屋町 318 番地
Tel. 075-254-6021 / Fax. 075-254-6022 <http://www.koetsuan.com>



福井藩邸跡に建ち、二条城の正面に
位置する最高のロケーション。
ホテル敷地内には風雅な日本庭園があり、
やすらぎとくつろぎを満たしてくれます。

京都国際ホテル

〒604-8502 京都市中京区堀川通二条城前
Tel.075-222-1111(代) Fax.075-231-9381



世界の歴史都市、
京都の中央に位置し、
世界文化遺産「二条城」の前に佇む
ANA クラウンプラザホテル京都。



ANAクラウンプラザホテル京都
〒604-0055 京都市中京区堀川通二条城前
Tel 075-231-1155
www.anacpkkyoto.com



京都洛北 四季の彩りと静寂につつまれて グランドプリンスホテル京都

洛北の豊かな自然の中で
ごゆっくりと京情緒をお楽しみください。



グランドプリンスホテル京都

〒606-8505 京都府京都市左京区宝ヶ池 TEL:075-712-1111



でかける人を、ほほえむ人へ。西武グループ



伝統の心を映した 古都のやすらぎ

ご宿泊や、おくつろぎのひとつに
また、会合などさまざまなお集まりに、
お気軽にご利用ください。

ご予約・お問い合わせは
◆東急ホテルズ予約センター◆
東京予約センター Tel.(03)3462-0109
札幌予約センター Tel.(011)533-1090
名古屋予約センター Tel.(052)202-1090
大阪予約センター Tel.(06)6314-1090
福岡予約センター Tel.(092)262-1099



京都 東急ホテル

〒600-8519 京都市下京区堀川通五条下ル(西本願寺北側)
Tel: 075-341-2411 Fax: 075-341-2488
www.kyoto-h.tokyuhotels.co.jp

■ 初期火災予防対策

火災対策は万全でしょうか？

文化庁は全国の主な重要文化財の防火状況に関する初の緊急調査を行うことを決めました。相次ぐ歴史的文化財の火災を受けた対応です。弊社では、初期火災予防対策として、ファイヤーレターデント防燃水の噴霧難燃処理を承っております。一般住宅から神社、仏閣までさまざまな既設建物への難燃処理剤として50万平米超の使用実績を有しております。



■ 借地管理

借地管理でお困りではありませんか？

弊社では、顧問弁護士 橋口 玲(京都仏教会様顧問弁護士)他、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引主任者などの専門スタッフを揃え、円滑な借地運営のお手伝いをさせて頂いております。現在、管理実績は、700戸超です。

*相談、資料請求は無料ですので、お気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社 玄武管財 TEL 075-411-1214 FAX 075-411-1241

京都市上京区相国寺門前町6 4 7 番地1 E-mail:info@kyoto-genbu.co.jp http://www.kyoto-genbu.co.jp/



いつも新しい感動を 京都ブライトンホテル

京都ブライトンホテルは京都御所の西、閑静な住宅街にあります
ここは、かつて千利休や樂長次郎が行き交ったであろう文化の中心地
この場所にふさわしく、新しい文化発信基地となれるよう
よりよい商品とサービスを提供し続けてまいります



京都ブライトンホテル

〒602-8071 京都市上京区新町通中立売(御所西)
Tel.075-441-4411(代) Fax.075-431-2360
http://www.brightonhotels.co.jp/kyoto

授与品・記念品・その他一式

井筒授与品店

フリニダイヤル TEL 0120-075-820
フリニダイヤル FAX 0120-075-890

〒601-8348
京都市南区吉祥院観音堂町23番地
E-Mail:izutsu5@iz2.co.jp

北尾石材

株式会社 北尾石材
URL:www.good-stone.com

大原店/八瀬店/市原野店/京北店
TEL:075-781-9523 FAX:075-781-0510
〒608-8225 京都市左京区東大路白鳥通上る東側